20220930

橋本市都市計画マスタープラン
（未定稿）

令和４年９月

橋本市建設部まちづくり課

目　次

序章　はじめに……1
１　都市計画マスタープランとは……1
２　策定の背景と目的……2
３　計画の位置づけ……2
４　計画期間及び計画対象区域……3
５　策定の流れ……3
６　策定の視点……3

第１章　都市づくりの主要課題……6
１　都市の現状と課題……6
２　都市づくりの主要課題の整理……14

第２章　都市づくりのビジョン……17
１　まちの将来像……17
２　都市づくりのビジョン……18
３　都市づくりの目標……19
４　将来人口……21

第３章　テーマごとに取組むまちづくり……22
１　テーマ１.安全・快適で持続可能な土地利用を実現する……24
２　テーマ２.賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する……29
３　テーマ３.便利で快適な住環境を形成する……33
４　テーマ４.魅力ある文化的な都市環境を確保する……38

第４章　実現に向けて……42
１　協働・共創の推進……42
２　都市づくりの実践……45
３　進行管理と適切な見直し……47

※現状と動向（まち歩き、10 年間の変容等）については、参考資料又は別冊とする予定。

序章　はじめに

1　都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画に関する将来のまちづくりの考え方を示すもので、都市計画法に基づき策定し、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言います。都市計画マスタープランには次のような役割があります。

①市民、行政が共有する都市の将来像の設定

市民、事業者等が共有する橋本市が目指すべき将来像を示します。

②市町村が定める都市計画の方針の根拠

将来像を実現する手法の一つとして、橋本市が定める都市計画を決定・変更する際の根拠となります。

③総合的・一体的なまちづくりの方針

まちづくりのテーマに応じた、土地利用、道路、公園等の都市施設の配置、市街地の整備・改善など、個々の都市計画の相互関係を調整した計画により、総合的・一体的なまちづくりの方針となります。

④まちづくりに対する市民参画の促進

市民・事業者等をはじめ、企業などの多様な主体が、都市の課題や方向性について共通の認識を持つことにより、土地利用の規制・誘導や各種都市計画事業への協力や参画を促進します。

都市計画マスタープランの活用例
〇用途地域などの地域地区の見直し
〇都市計画道路や都市計画公園等の適正な配置
〇大規模な開発（住宅団地や工業団地）の適正な誘導
〇地区計画など地域主体のまちづくりの誘導
〇エリアマネジメントによる地域主体のまちづくりの促進
※エリアマネジメントは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのことを言います。

「都市計画」とは・・・都市計画法第４条において、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことを言います。

2　策定の背景と目的

本市では、平成 25（2013）年３月に「第１次橋本市都市計画マスタープラン」を策定しました。

近年、我が国の小規模な地方都市においては、人口減少や若者の流出、中心市街地の衰退等が大きな課題となっているなど、公共投資の生産力効果や民間投資誘発効果が低下している状況にあります。

こうしたなか、令和４年度を目標年度とする現行都市計画マスタープランは、計画期間の満了を迎えるとともに、市を取り巻く社会経済情勢も変化しています。このため、本市では策定（改定）にあたって、公共及び民間投資の効果や効率性を高め、質の高い魅力あるまちの実現を目指すため、令和２年度から４年度の３か年で「第２次都市計画マスタープラン」の策定を行うことを目的とするものです。

なお、策定にあたっては橋本市第２次長期総合計画などの上位計画・関連計画との整合を図り、既存の用途地域及び都市計画施設の変更の必要性、実現化方策などについても検討を行うものとします。

3　計画の位置づけ

橋本市都市計画マスタープランは、橋本市第２次長期総合計画（平成 30 年３月）及び和歌山県が策定した紀北圏域都市計画区域マスタープラン（平成 27 年５月）などの上位計画に即して定めます。

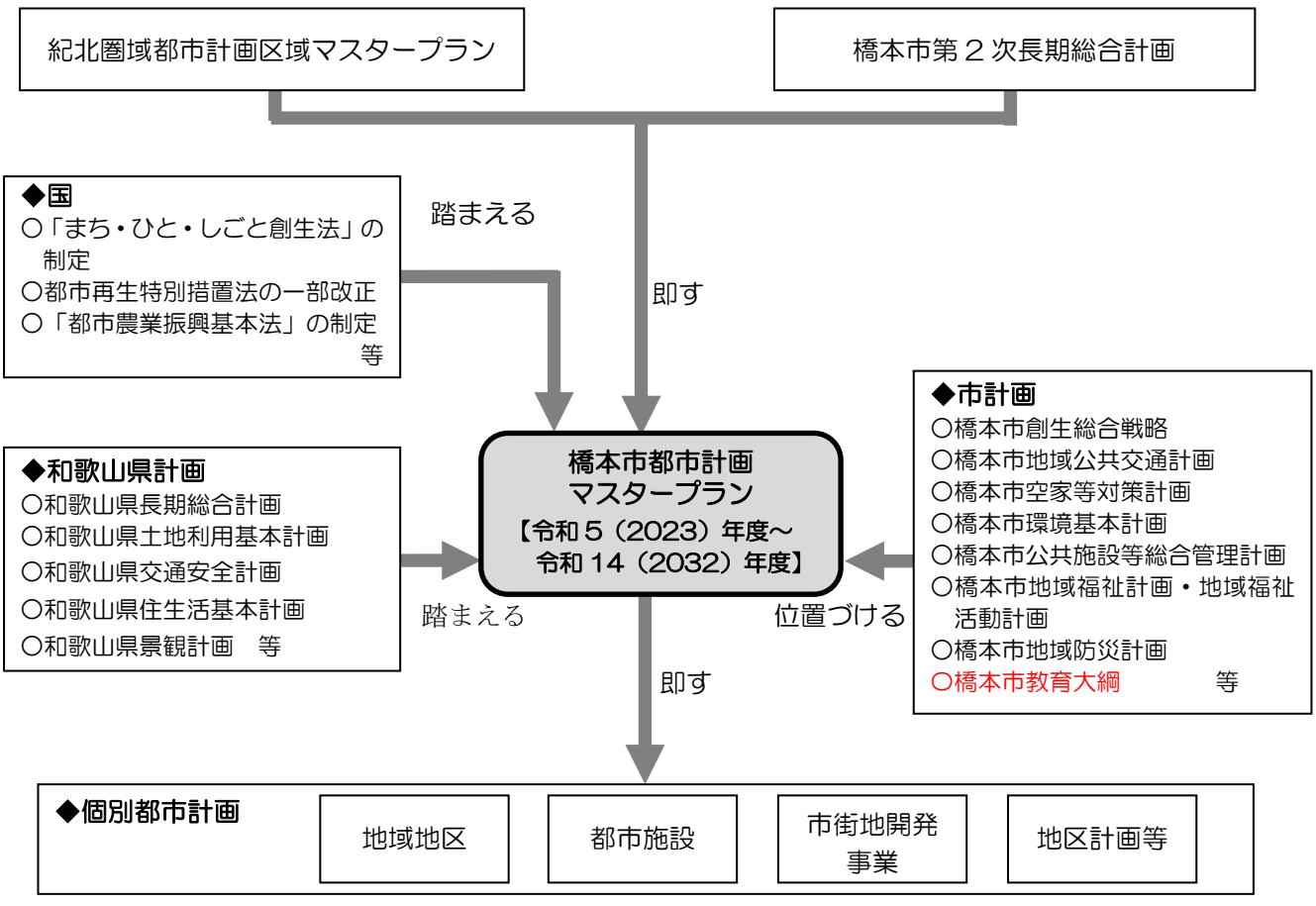

4　計画期間及び計画対象区域

計画期間は令和 5 年（2023）度を初年度とし、概ね 20 年後を展望しつつ、10 年後の令和 14（2032）年度を目標年度として策定します。

計画対象区域は都市計画区域外も含めた橋本市全域とします。

5　策定の流れ

橋本市都市計画マスタープランは、以下のような流れで検討を行います。

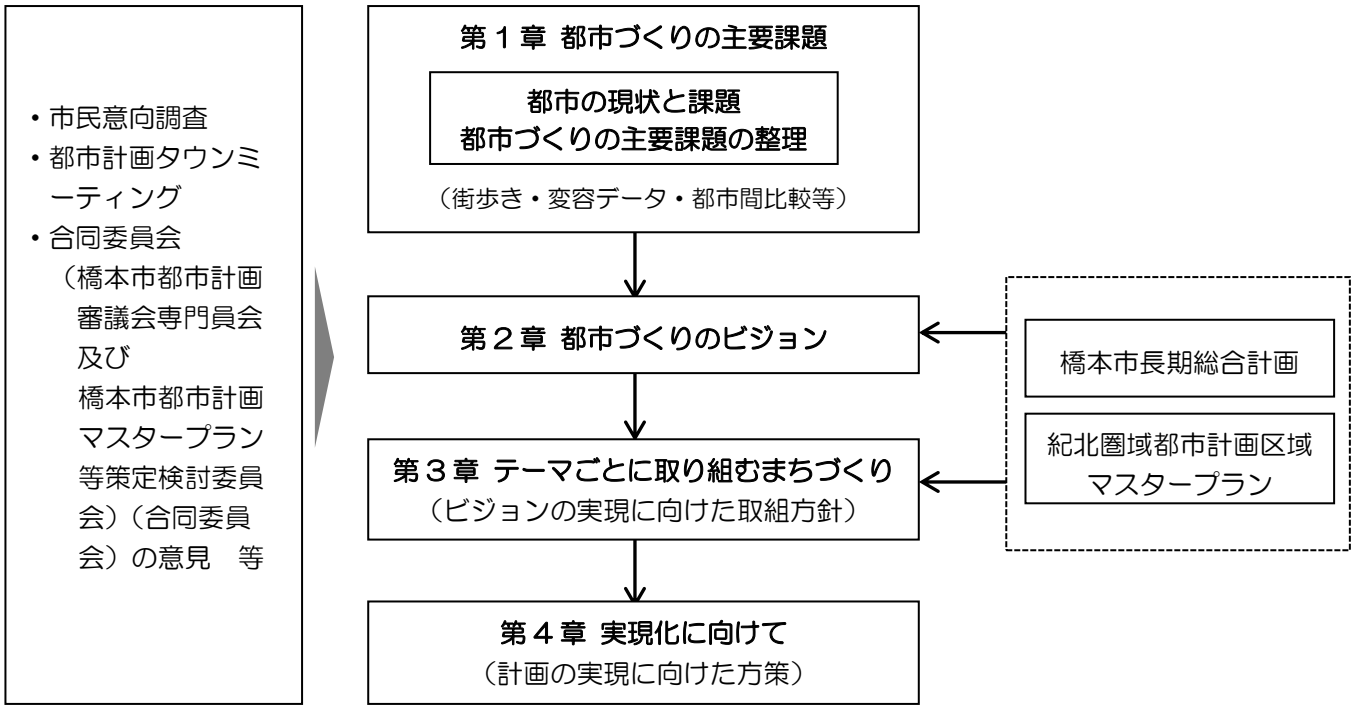

6　策定の基本的な視点

本市都市計画マスタープランについては、最近の社会情勢の変化や都市づくりの進捗状況等から策定の基本的な視点を定め、これを踏まえつつ、策定を行うものとします。

（１）最近の主な社会情勢の変化

①新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大

新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的な感染拡大が継続しています。このことは、いわゆる「3 密（密閉・密集・密接）」を回避するなかで、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）しています。国土交通省では、新型コロナ危機を踏まえた新しいまちづくり（ニューノーマルに対応したまちづくり）の方向性の検討が進められています。

②SDGs（持続可能な開発目標）の採択

SDGs とは 2015 年９月「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々

の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を指します。

国が策定した「SDGs アクションプラン 2021（令和２年 12 月)」では、重点事項として、①感染症対策と次なる危機への備え、②よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略、③ＳＤＧｓを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出、④一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速に取り組むこととされています。

③デジタルトランスフォーメーション（DX）がもたらす社会改革

DX（デジタルトランスフォーメーション）は、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革していくことであり、革新的なイノベーションにつながる可能性も有しています。これまで開発されてきた IoT（モノのインターネット）や AI（人工知能)、5G（第５世代移動通信システム）等をツールとして用いることで、ビッグデータ※やリアルタイムデータなどの情報技術の活用により、インフラ整備、産業、防災など様々な分野での利用が期待されています。

※ビッグデータ：デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等の小型化・低コスト化による IotIoT の進展によって、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、またセンサー等から得られるようになった膨大なデータのこと。

④テレワーク（リモートワーク）の進展

新型コロナウイルスの感染拡大により、働き方をはじめ社会は大きく変化しています。中でも、テレワークの進展による働く場と居住の融合など急速な変化が生じています。

今後、都市の持つ集積のメリットを最大化する一方で、交通混雑や環境の悪化、感染症の拡大などのデメリットを最小化する新しいまちづくりが必要であり、職住近接への対応や地域生活圏の形成、総合的な交通戦略やウォーカブル※な空間とオープンスペースの柔軟な活用などが求められています。

※ウォーカブル：道路や沿道建築物、公園などのまちなかを、居心地良く、人中心の空間にすることで、街に出かけたくなり、歩きたくなること。

（２）策定の視点

①多世代の豊かな市民生活の実現

コロナ禍による生活の変容（他都市等への外出控え、自宅周辺での過ごす時間の増加、屋外で過ごす時間の享受等）に対応し、公園や図書館等が整う市街地等の再生など、多世代の豊かな市民生活の実現に向けた都市づくりの方向性を検討する。

②都市の骨格づくり

主要な都市整備の効果的な投資や各種の都市機能集積（拠点)、市内および隣接都市との連携（都市軸)、都市的利用および自然的利用の区分（ゾーン）からなる都市構造の骨格づくりや賑わいのある「都市核」や「中心市街地」の形成の方向性を検討する。

③これまでの継続的な課題への対応

これまでに策定された長期総合計画や、都市計画マスタープランにおいて、その継続的課題である、橋本及び高野口都市計画区域の一体化、土地利用のルールの広域化（旧高野口町での土地利用ルールづくり）に対する方向性を検討する。

④都市計画に対する意識、意欲の向上

土地利用ルールづくり、市街地整備、都市インフラの整備を市民協働で推進するため、「都市計画」に対する市民意識や意欲を高める都市計画マスタープランとする。

第１章　都市づくりの主要課題

１　都市の現状と課題

（１）少子・高齢化の加速化

人口減少・少子高齢化の加速化

- 平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）の 10 年間で 5,543 人減少しており、令和 2 年の人口は、概ね平成 2 年の人口規模となっています。
- 10 年間で生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（14 歳未満）がそれぞれ 9.0 ポイント、1.7 ポイント減少しています。
- 老年人口（65 歳以上）は 9.2 ポイント増加しています。

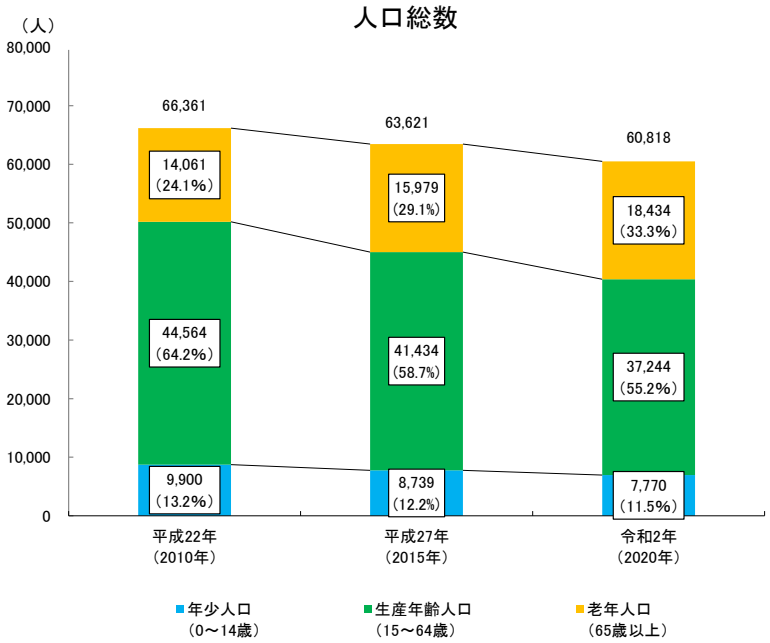

注：人口総数には年齢不詳を含むため、合計は 100%とならない。
資料：総務省「国勢調査」

（２）秩序ある土地利用の推進

〇橋本都市計画区域と高野口都市計画区域の統合

- 合併後の橋本市では、橋本都市計画区域と高野口都市計画区域が存在しているが、旧橋本市、旧高野口町において一つの都市圏を形成しており、都市計画区域を統合し一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが必要となっています。

〇高野口都市計画区域における用途地域等の指定検討

- 橋本都市計画区域及び高野口都市計画区域は非線引き都市計画区域で、旧橋本市では 13 種類の用途地域のうち、田園居住地域、工業専用地域を除いて指定され、建物の用途や建蔽率・容積率等の規制・誘導が図られています。
- 高野口都市計画区域では用途地域は指定されておらず、建蔽率・容積率、道路斜線制限及び隣地斜線制限が定められています。
- このため、旧高野口町では、建物の用途等が混在する箇所も見られるため、用途地域等による土地利用の規制・誘導が必要となっています。

図　都市計画区域と用途地域指定状況

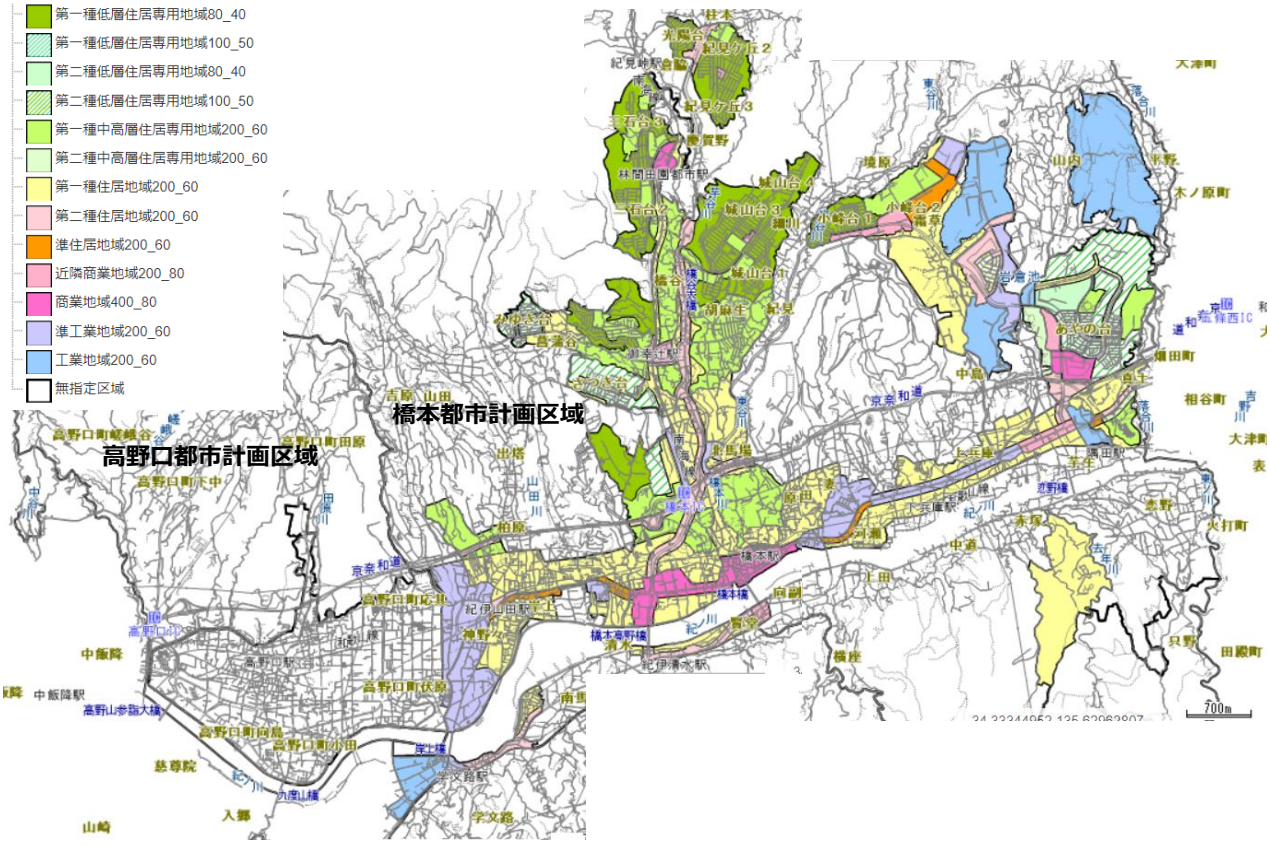

〇産業基盤の充実と秩序ある沿道土地利用の誘導

- 本市では、京阪奈自動車道の整備に伴い、橋本 IC 周辺では店舗などが立地しているとともに、橋本東 IC 北部では工場立地が進んでいます。
- 国道 24 号沿道を中心に沿道サービス施設等の立地が進んでおり、適切な用途地域の指定など秩序ある土地利用の誘導とともに、定住化促進につながる雇用の場を確保するため、企業立地の更なる促進が必要となっています。

（３）誰もが移動しやすい交通環境の確保

〇公共交通の充実と利用促進

１）南海電鉄日平均乗降人員

- 平成 20 年（2008 年）から平成 30 年（2018 年）の 10 年間における、南海高野線（難波）の日平均乗降人員は減少傾向にあります。
- 日平均乗降人員は林間田園都市駅、橋本駅の順に多いが、それぞれ 10 年間で 3,989 人、1,267 人減少しています。

南海電鉄日平均乗降人員

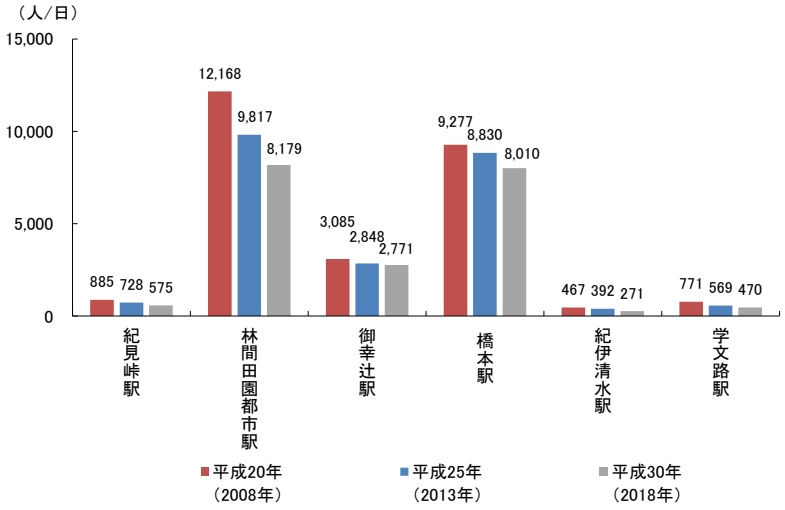

資料：南海電気鉄道㈱鉄道営業本部　統括部

2）JR 日平均乗車人員

- 平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）の 9 年間における、JR 和歌山線の日平均乗車人員は隅田駅を除き減少傾向にあります。
- 日平均乗車人員は特に橋本駅が多く 702 人減少しています。高野口駅の減少は伊都高等学校の併合によるものとなっています。

JR 日平均乗車人員

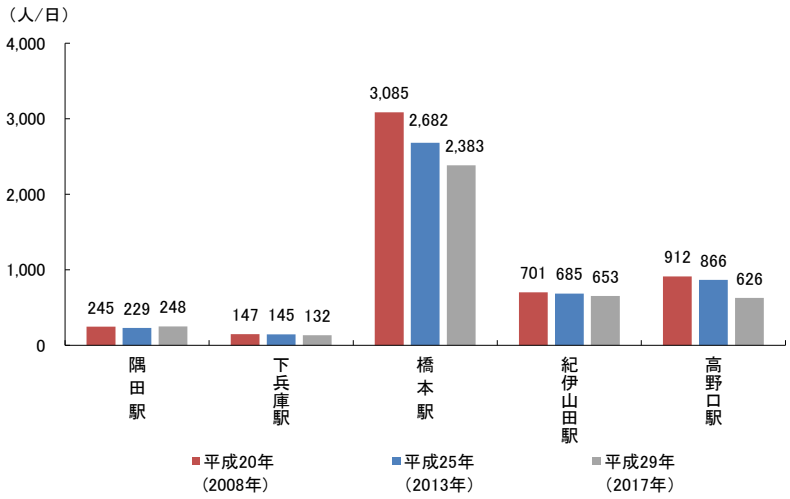

注：乗車人員は定期と定期外の計
資料：西日本旅客鉄道㈱和歌山支社

（4）うるおいのあるまちの創造

1）土地利用現況

- 平成 20 年（2008 年）から平成 29 年（2019 年）の 9 年間で、森林、農地、河川等の自然的土地利用が減少している一方、宅地、道路等が増加しています。
- 本市の魅力である自然環境の保全と活用に努める必要があります。

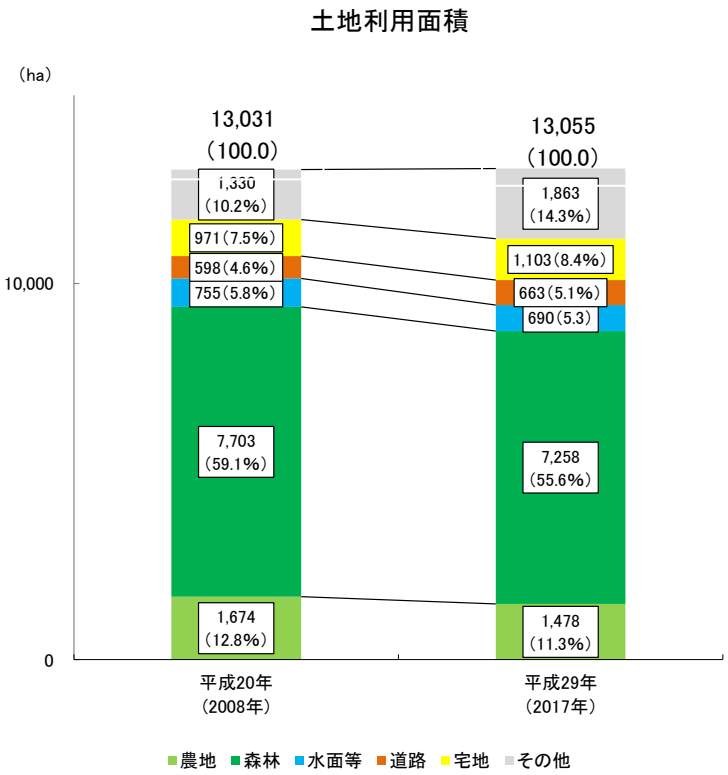

資料：政策企画課・総務課

2）都市公園

- 平成 20 年（2008 年）から平成 30 年（2018 年）の 10 年間における、1 人当たり都市公園整備面積は 0.76 ㎡増加しています。
- 今後、未整備の都市計画公園の整備や市民のニーズに応じたリニューアル化とともに、適切な維持管理に取り組む必要があります。

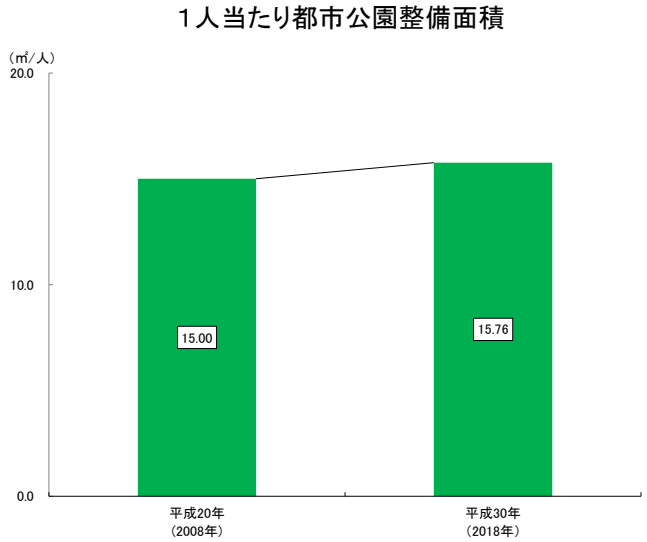

注：1 人当り都市公園整備面積は、各年度 12 月末（外国人登録含む）人口により算出
資料：まちづくり課、シティセールス課

（5）安心できる公共サービスの提供

・平成 28 年（2016 年）における橋本市総合計画策定時の市民アンケート調査の重点施策については、「医療の充実、保健・福祉の充実」の割合が最も高く、次いで、「子育てしやすい環境づくり」となっており、安心できる公共サービスが特に求められています。

（6）快適で個性のある市街地の形成

1）小売業

・平成 24 年（2012 年）から平成 28 年（2016 年）の小売業は 4 年間で 23 事業所減少し、商品販売額は 65.6 億円増加しています。

・まちの玄関口である橋本駅周辺をはじめ、鉄道駅周辺等の拠点では、商業・業務、医療・福祉等の都市機能が低下していることから、地域の特性に応じた都市機能の維持・充実に取り組む必要があります。

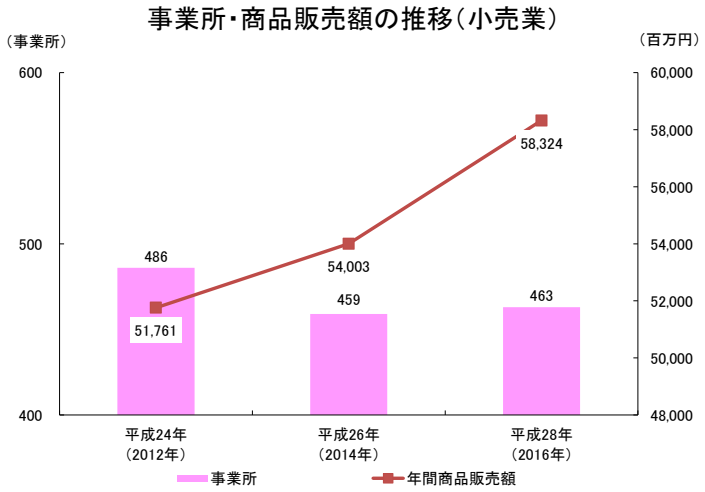

注：商業統計調査は平成 26 年調査で廃止

資料：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調

2）空き家

・平成 20 年（2008 年）から平成 30 年（2018 年）の 10 年間で 350 戸増加しています。

・長期にわたって不在の住宅や、建て替え等のために取り壊すことになっている住宅等の「その他」が著しく増加しています。

・空き家の発生抑制とその利活用を促進する必要があります。

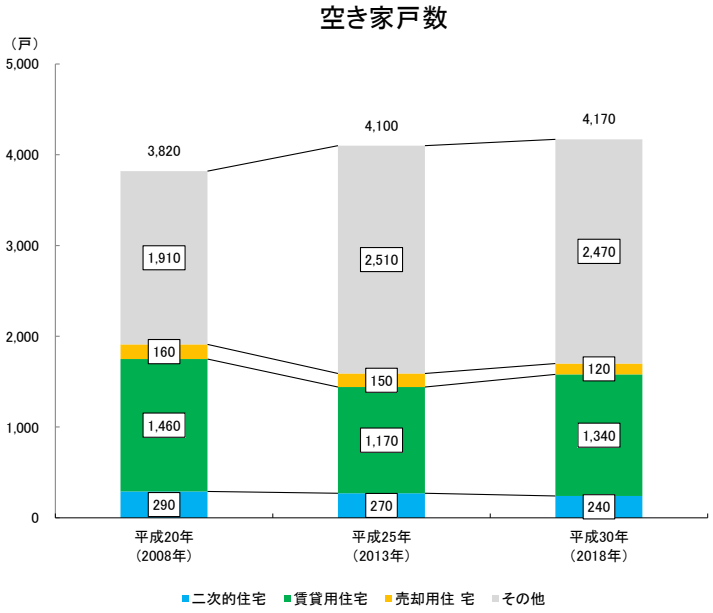

資料：総務省「住宅・土地統計調査」

3）大規模住宅団地の高齢化

・古くに開発されたニュータウンでは、居住者の高齢化等が進んでおり、活性化が必要となっています。

二次的住宅：別荘ー週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅、その他ー普段住んでいる住宅とは別に,残業で遅くなったときに寝泊まりするなど，たまに寝泊まりしている人がいる住宅

賃貸用住宅：新築・中古を問わず，賃貸のために空き家になっている住宅

売却用住宅：新築・中古を問わず，売却のために空き家になっている住宅

その他：上記以外の人が住んでいない住宅で，例えば，転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

（7）まちの魅力の向上

1）観光

- 平成 22 年度（2008 年度）から令和元年度（2019 年度）の９年間で約 37.6 千人増加しています。
- 平成 27 年には、高野山開創 1200 年、和歌山国体等の開催、平成 28 年には「大河ドラマ真田丸」の放映等により、観光入込客は平成 22 年から大きく増加しています。観光入込客の 95%が日帰り客となっています。
- 令和 2 年度（2020 年度）は、新型コロナウイルス感染症等の影響により大きく減少し、981,969 人となっている。
- 今後、滞在型観光による交流人口の拡大に取り組む必要があります。

観光入込客

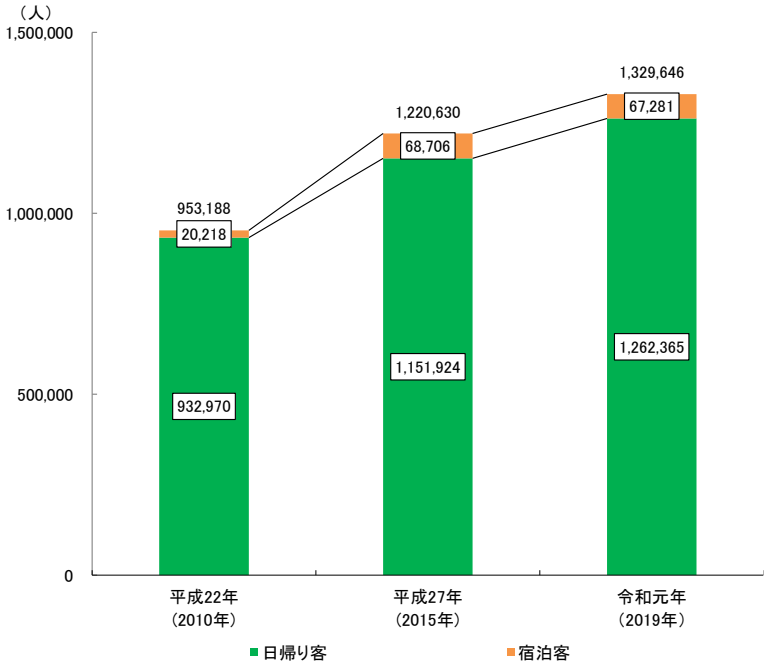

資料：県観光振興課「観光客動態調査報告書」

2）耕作放棄地

- 平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の 10 年間で、69ha 増加しています。
- 土地持ち非農家が耕作放棄地の約６割を占め、43ha の増加となっています。
- 農地の適切な維持管理と有効利用に努める必要があります。

耕作放棄地面積

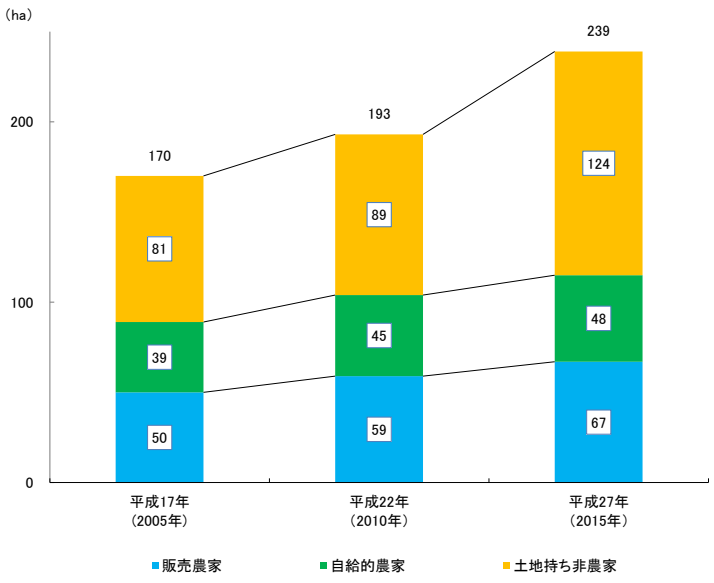

資料：農林水産省「農林業センサス」

（８）市民の安全確保

・近年、土砂災害や洪水等の自然災害が頻発化・激甚化しています。

・本市でも、土砂災害（特別）警戒区域や浸水想定区域等に指定されている災害リスクの高い区域が見られるため、防災対策等により市民の安全確保に努める必要があります。

紀の川水系洪水浸水想定区域（計画規模の降雨）

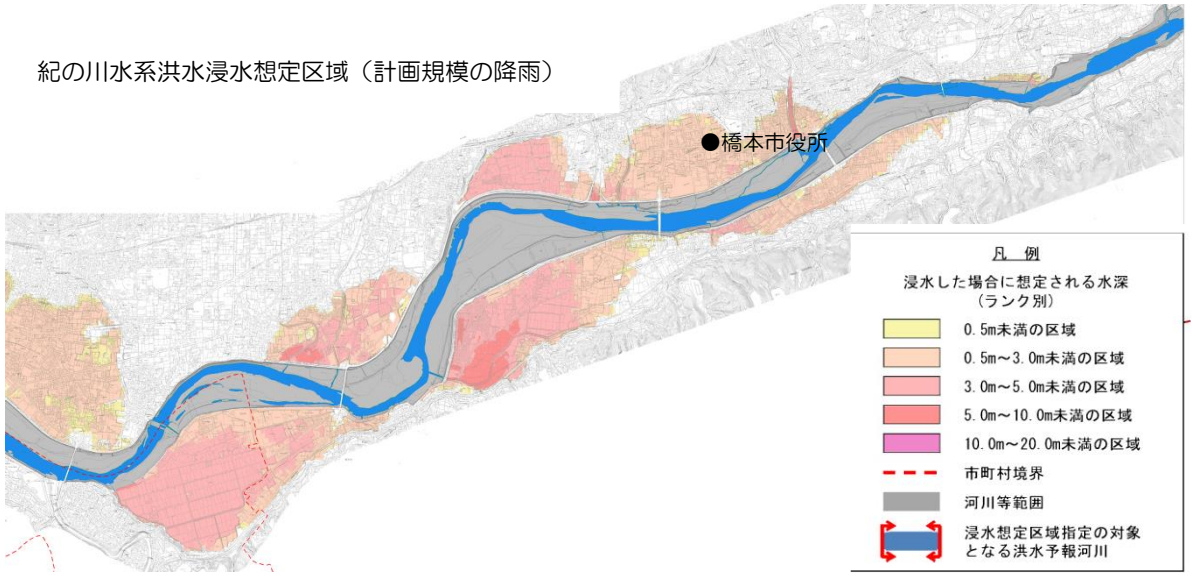

この洪水浸水想定区域は、公表時点の紀の川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 橋本１／１００ 船戸１／１５０（毎年、１年間にその規模を超える洪水が発生する確率が橋本１／１００（１％） 船戸１／１５０（約０.７％））の降雨に伴う洪水により紀の川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

紀の川水系洪水浸水想定区域（想定最大規模の降雨）

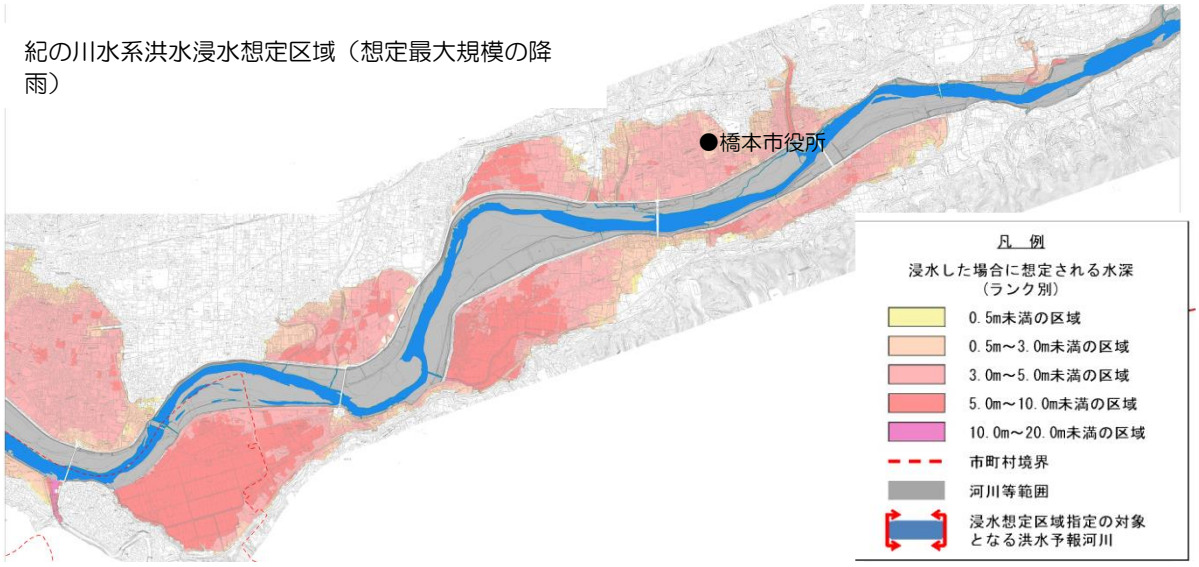

この洪水浸水想定区域は、指定時点の紀の川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により紀の川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

紀の川（和歌山河川国道事務所 指定年月日： 平成 28 年 6 月 14 日
計画規模の降雨：橋本地点 上流域の２日間の 総雨量 484 mm
想定最大規模の降雨：橋本地点上流域の２日間の総雨量 678 mm
資料：和歌山県河川国道事務所

（9）官民連携のまちづくりの推進

・地域の個性を活かした地域づくりを進めるため、地域主体のまちづくりを促進する必要があります。

・民間資本やノウハウを活かした官民連携のまちづくりを推進する必要があります。

２　都市づくりの主要課題の整理

（１）現状と問題点及び都市づくりの主要課題の関係

第２次長期総合計画における主要課題を踏まえた、現状と問題点及び、都市づくりの主要課題との関係は以下のとおりです。

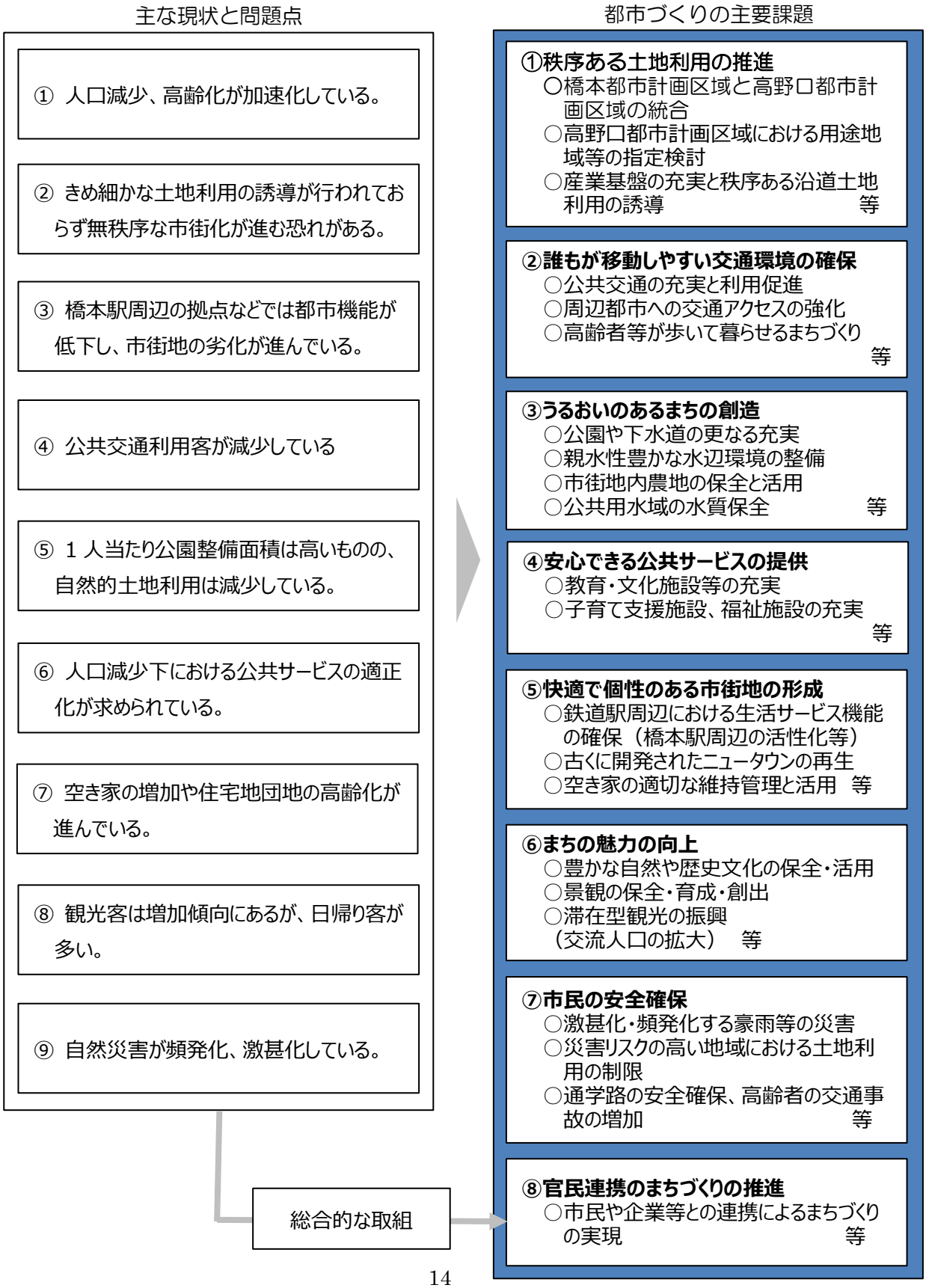

（２）第２次橋本市長期総合計画における主要課題

第２次橋本市長期総合計画における主要課題は以下のとおりで、都市づくりの主要課題との関係を次頁のマトリックス表で示しています。

①仕事づくりと就業の場

若者をはじめ市民が安心して定住できる環境づくりが求められている中で、生活を維持していくことが出来る仕事づくりと就業の場の確保が重要であり、創業支援や企業誘致による新しい雇用の創出の他、市の立地を活かした都市への通勤環境の向上といった働きやすい環境づくりの推進が必要です。

②都市の活力向上と魅力発信

定住地として選ばれる都市、地域づくりを進めていくことが求められています。
市民の生活と産業活動を支える中小企業の活性化や、地場産業や農林業の振興、後継者育成など、産業を活性化することによって都市の活力を向上していくことが必要です。高められた働けるまちとしての魅力を、緑豊かで住みやすいまちとしての魅力と併せて発信していくことで定住人口の増加を促すとともに、市民とも連携し、恵まれた様々な地域資源を活かした観光情報等を発信することで、交流人口の増加を図ることが必要です。

③安全・安心で利便性の高い暮らし

将来の人口規模と時代のニーズに応じた安全・安心な暮らしが求められている中で、地震や風水害・火災などへの安全対策、犯罪・事故が少なく安心して暮らせるまちづくり、道路・上下水道など暮らしを支える都市基盤づくりを進めることが必要です。また、それぞれのライフステージに応じた健康的な暮らしのために、事業者や地域との連携も視野に入れた福祉・医療・介護の充実を図ることが必要です。

④豊かな緑に包まれた良質な暮らし

本市の特徴である「都会には無い豊かな緑や自然環境」を活かしたライフスタイルの実現とともに、自然と共生する持続可能な循環型社会への転換が求められている中で、豊かな緑を活かした公園・緑地の整備や保全、環境に配慮された生活環境の向上が必要です。

⑤子育てと教育環境

子育てしやすい環境が求められている中で、子育て世帯の多様な働き方に応じたワーク・ライフ・バランスの実現などにも配慮しつつ、教育の充実と、地域・学校・家庭・行政が連携した支援を進めていくことが必要です。

⑥生きがいづくりと活躍の場

市民の誰もが生きがいを感じ、様々な分野で活躍できる機会が求められている中で、ライフスタイル・価値観の多様化に対応できるよう、生きがいづくりとしての生涯学習環境の充実や、文化芸術活動、スポーツ活動等を推進するとともに、誰もがお互いを尊重しあえるまちづくりが必要です。

⑦持続可能な市政運営

今後、人口減少や高齢化の進展によりさらに厳しい財政状況が予想される中で、市民の多様な行政需要に対応し、持続可能な市政運営を進めていくためには、協働によるまちづくりとともに行政改革を進め、効率的で効果的な行政運営を図ることが必要です。

第２次橋本長期総合計画と都市計画マスタープランの主要課題の関係

都市計画マスタープランの主要課題	第２次橋本長期総合計画の主要課題						
	①仕事づくりと就業の場	②都市の活力向上と魅力発信	③安全・安心で利便性の高い暮らし	④豊かな緑に包まれた良質な暮らし	⑤子育てと教育環境	⑥生きがいづくりと活躍の場	⑦持続可能な市政運営
①秩序ある土地利用の推進	●	●	●				
②誰もが移動しやすい交通環境の確保	●		●				
③うるおいのあるまちの創造		●		●			
④安心できる公共サービスの提供			●		●	●	
⑤快適で個性のある市街地の形成		●	●	●			●
⑥まちの魅力の向上		●		●			
⑦市民の安全確保			●				
⑧官民連携のまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●

第２章　都市づくりのビジョン

１　まちの将来像（長期総合計画）

（１）第２次橋本市長期総合計画のめざすまちの将来像

第２次橋本市長期総合計画においては、紀の川を代表とする豊かな自然と伝統ある文化に育まれたふるさとを大切にし、誰もが生きがいや夢の実現をめざして未来へ羽ばたくとともに、誰もが互いを思いやる優しさあたたかさが湧きあふれ、賑わいと活力がある「元気なまち」を、みんなで創り出していくことをめざし、次のように将来像と基本目標を定めています。

人輝き　あたたかさ湧きでる
みんなで創造する元気なまち　橋本

○基本目標「ともに創る」　産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
～新たな市場と結びつく仕組みをつくる～

地域に活力を生み出すためには、市民との協働により経済の活性化と雇用の創出を促し、高められた都市の魅力を市内外に積極的に発信することで、定住人口、交流人口の増加を図っていくことが重要です。

○基本目標「ともに守る」　安全・安心な暮らしを守り支えるまち
～健やかな暮らしを守り支える仕組みをつくる～

市民誰もが健やかに暮らせる環境を実現するためには、豊かな自然を守りつつ、次代に亘って持続可能で利便性の高い都市基盤を維持していくとともに、市民との協働により、安全・安心で住み慣れた地域で住み続けられる仕組みづくりに取り組むことが重要です。

○基本目標「ともに育てる」　子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
～人が育ち学び合う仕組みをつくる～

市民誰もが生きがいを感じられ、ともに育み、学び合える社会をつくるためには、互いを思いやることができる豊かな心を育てることや、市民との協働により子育て・教育に取り組むことができる仕組みづくりが重要です。

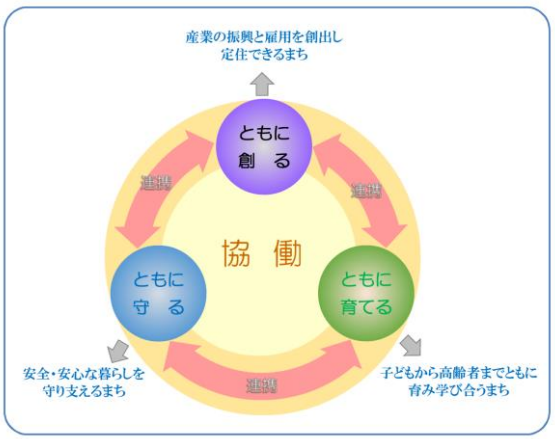

２　都市づくりのビジョン（都市計画マスタープラン）

（１）都市計画マスタープランにおける都市づくりのビジョン

都市計画マスタープランにおいては、長期総合計画における将来像の実現に向けて、都市計画の観点から、人口減少・高齢社会等に対応し、持続発展可能なまちづくりを実現するため、都市づくりのビジョンを次のように設定します。

「豊かな自然と文化･歴史を基盤に、農商工のモノづくりが育つ賑わいのある住宅都市　橋本」

都市づくりのビジョンに込めた想い

○豊かな自然と文化・歴史

風土に培われた豊かな自然、歴史文化、世界遺産黒河道などの観光資源を保全・活用し、橋本市の魅力に磨きをかける都市づくりをめざす。

○農商工のモノづくりが育つ

生産高全国４位の柿、県下１位の鶏卵生産、高野山麓野菜等の農業生産品、日本一のシェアを誇る紀州へら竿（経済産業省指定伝統的工芸品）、生産高全国 1 位を誇る高野口のパイル織など、独自の地場産業を発展させ、冠名がつけられるほど知名度の高い田園都市として自立的発展をめざす。

○賑わいのある

都市の核や地域の核となるエリアの整備や土地利用の適正な利用促進により、居住地域や交流拠点の集約を進め、人口密度の維持・向上を促すとともに、人の交流により賑わいのある都市づくりをめざす。

○山の手住宅都市

本市は大阪都市圏の衛星都市として、郊外に田園住宅地が発展し、大都市が本来もつべき機能の一部を分担するに至った住宅都市であり、今後、主な通勤先である大阪市等への依存度を低下させ、自立性を高めていくことをめざす。

３　都市づくりの目標

都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標は、都市づくりのビジョンの実現に向けて目指すべき方向を示すものです。都市づくりのビジョンから今後の都市づくりに重要なキーワードを基本的視点として設定します。

（１）都市づくりの基本的視点

① 交流

賑わいの創出、地域経済の活性化を促進するため、橋本市長期総合計画が目指す協働、共創のまちづくりを原動力として、交流（人流、物流、商流）が盛んなまちをめざします。

② 集約

拠点と交通ネットワークの形成を進めるため、拠点における商業業務施設、医療福祉施設等の集積等により居住を誘導し、日常生活の利便性等の確保をめざします。

③ 持続

既存インフラの更新や効率的な運用を図るため、都市施設の効果的な整備や公共施設の最適化により、持続可能な都市経営をめざします。

（２）都市づくりの目標

都市計画マスタープランにおいては、長期総合計画における将来像の実現に向けて、都市づくりの基本的視点に基づき、３つの目標を設定します。

本市では、都市づくりの目標を実現していくため、地域活性化の観点から「緩やかな規制・誘導」、限られた財源下でのインフラ整備の観点から「選択と集中」、多様な主体によるまちづくりの観点から「協働」を基本に、市民とともに作り上げていく「協働・共創の都市づくり」をテーマに、取組の方向性を明らかにします。

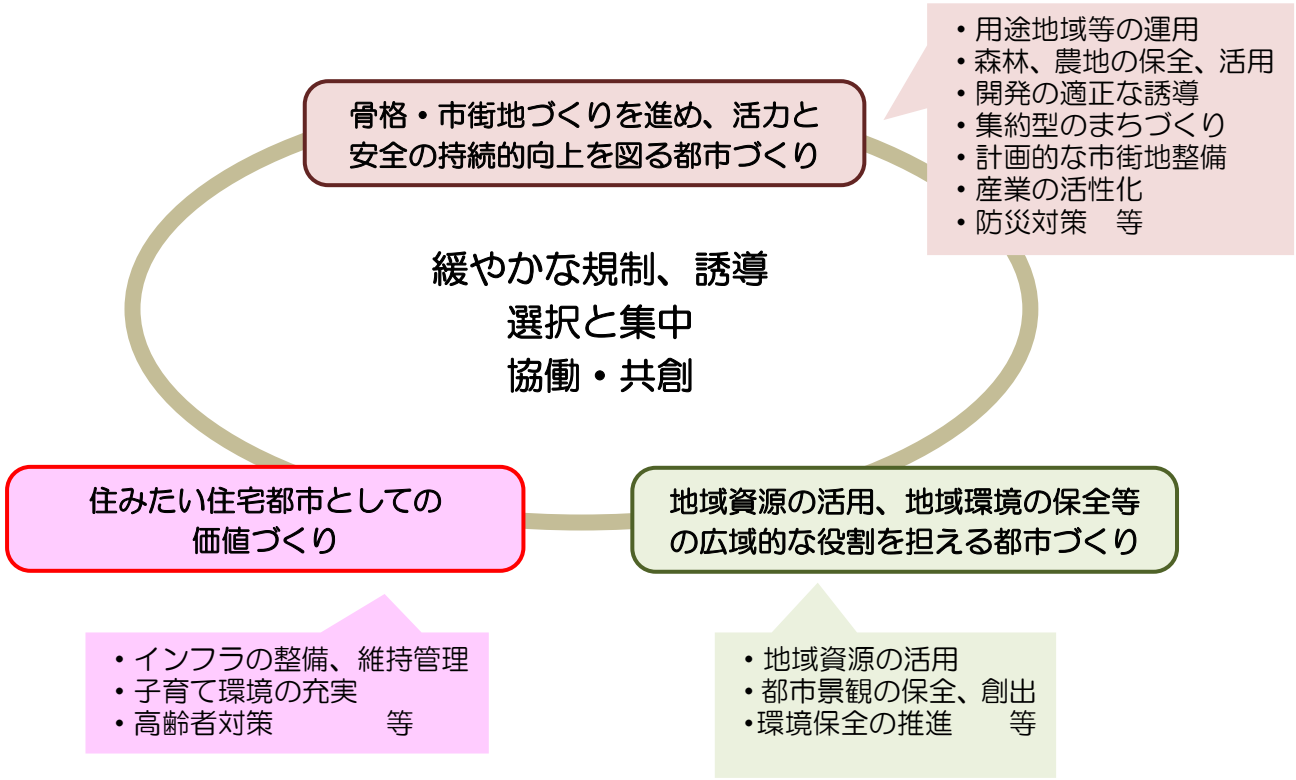

都市づくりの主要課題と都市づくりの目標との関係

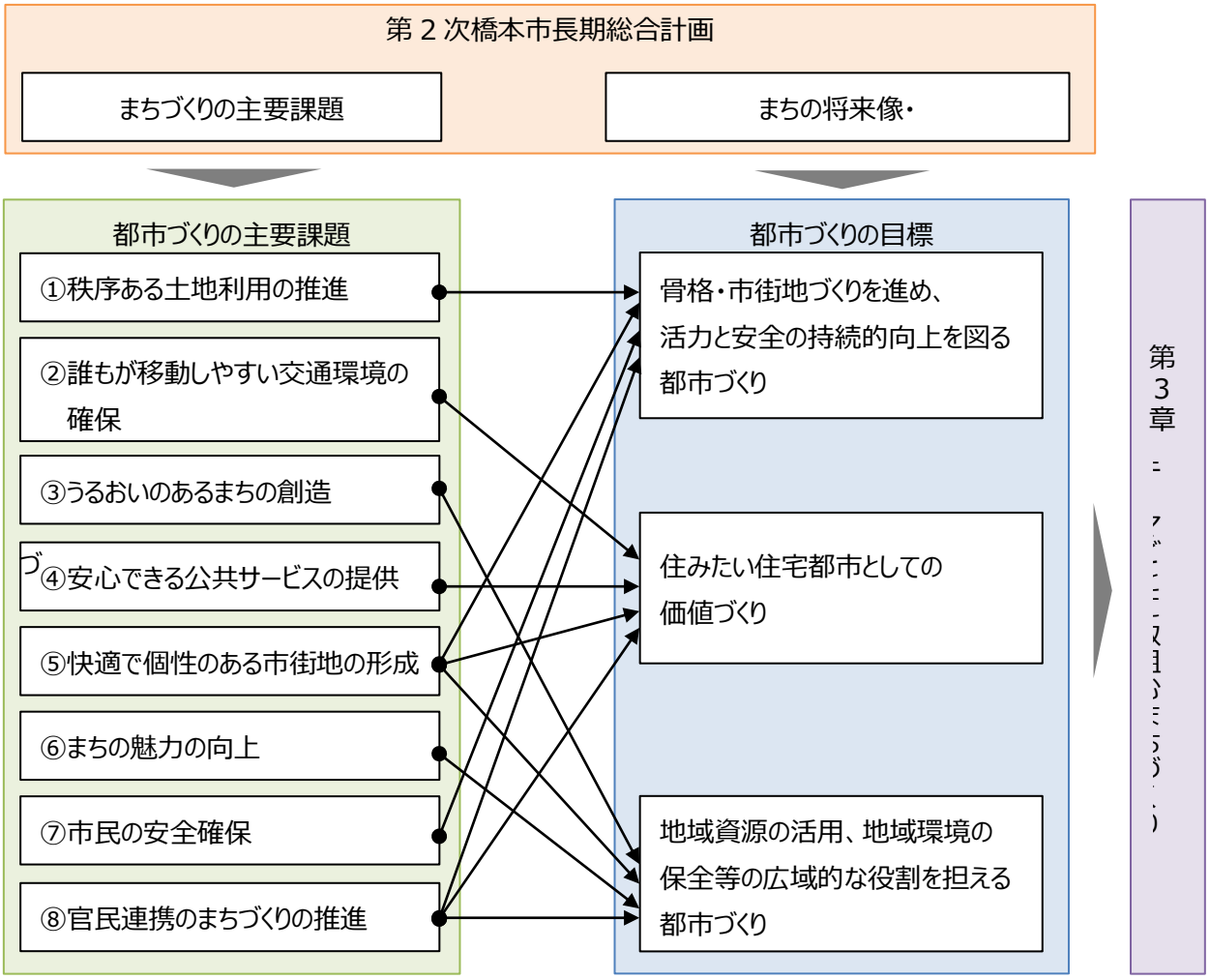

４　将来人口

橋本市長期総合計画及び橋本市人口ビジョンに基づき、令和 14（2032）年の将来人口を 58,000 人とします。

※令和 9（2027）年：60,000 人（第 2 次橋本市長期総合計画）
※令和 12（2030）年：57,916 人（橋本市人口ビジョン）

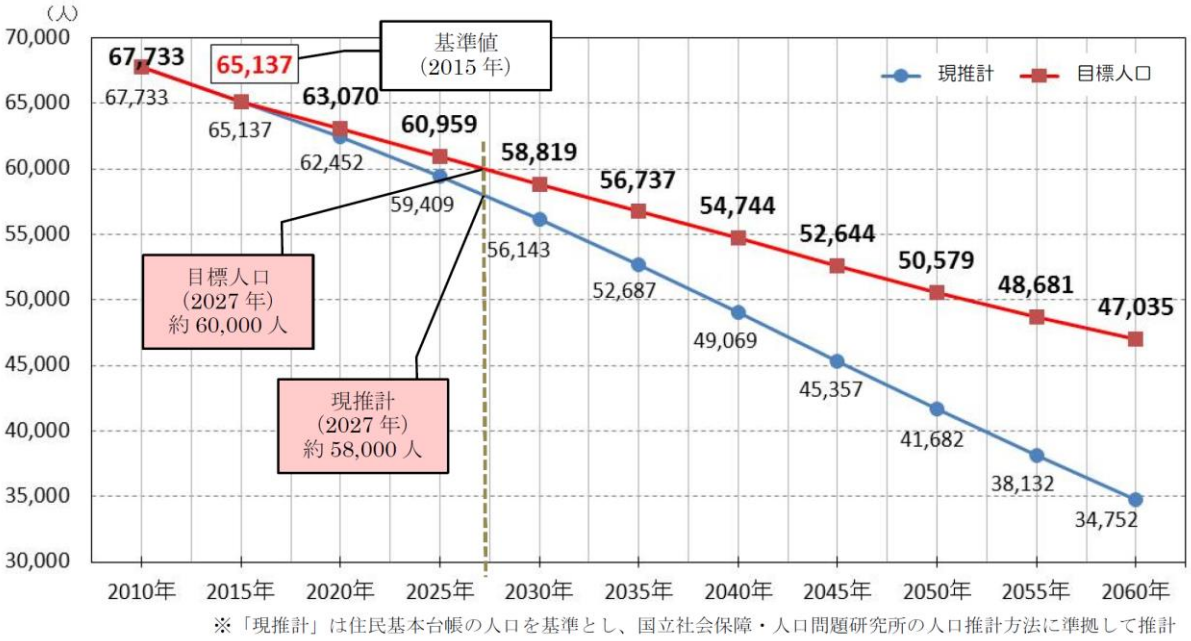

※人口の推計値については、長期総合計画で見直しが行われた場合、整合を図ります。

第３章　テーマごとに取組むまちづくり

都市づくりの目標を実現していくため、以下のテーマに取り組んでいきます。

都市づくりの課題・目標とテーマの関係

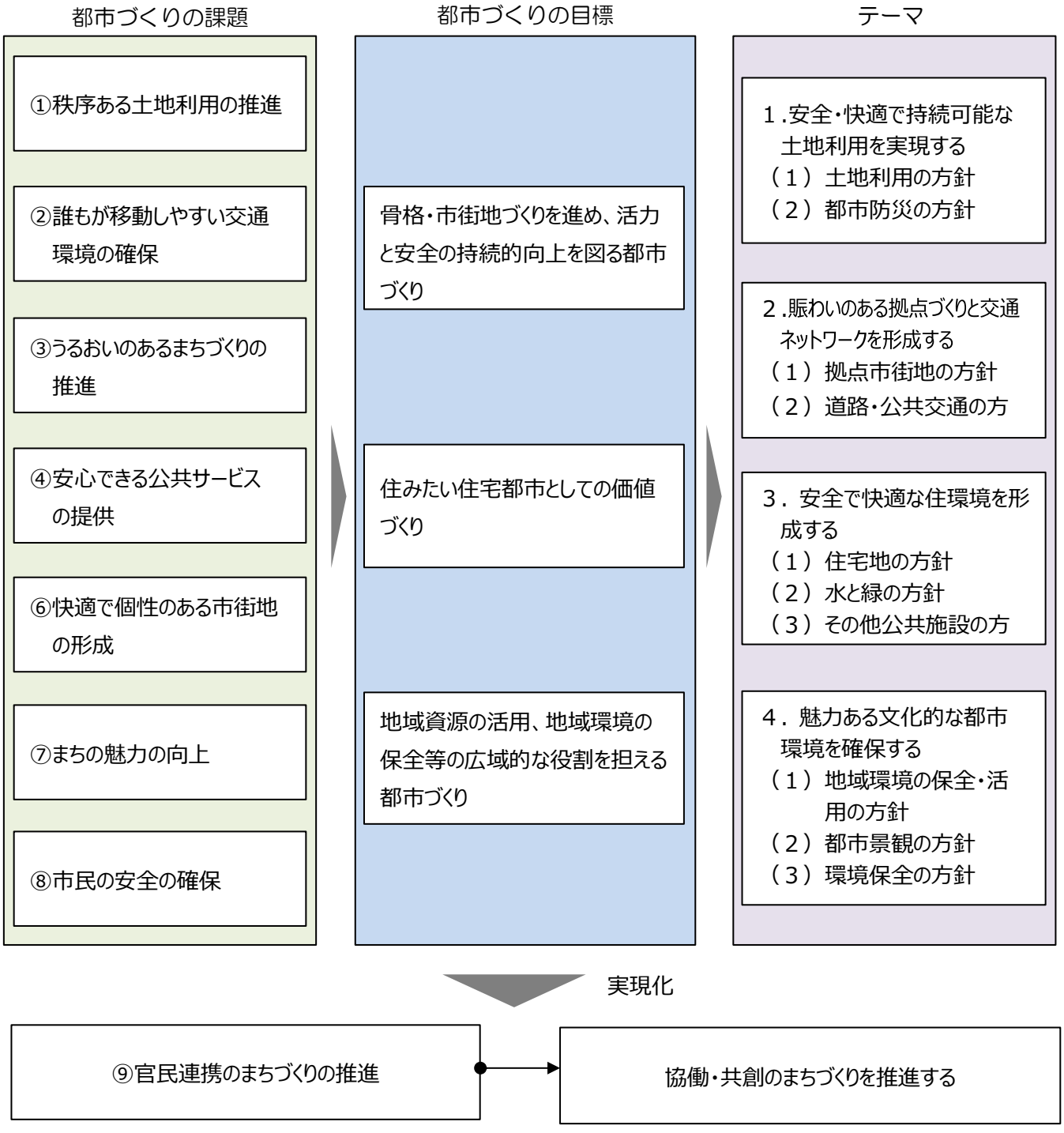

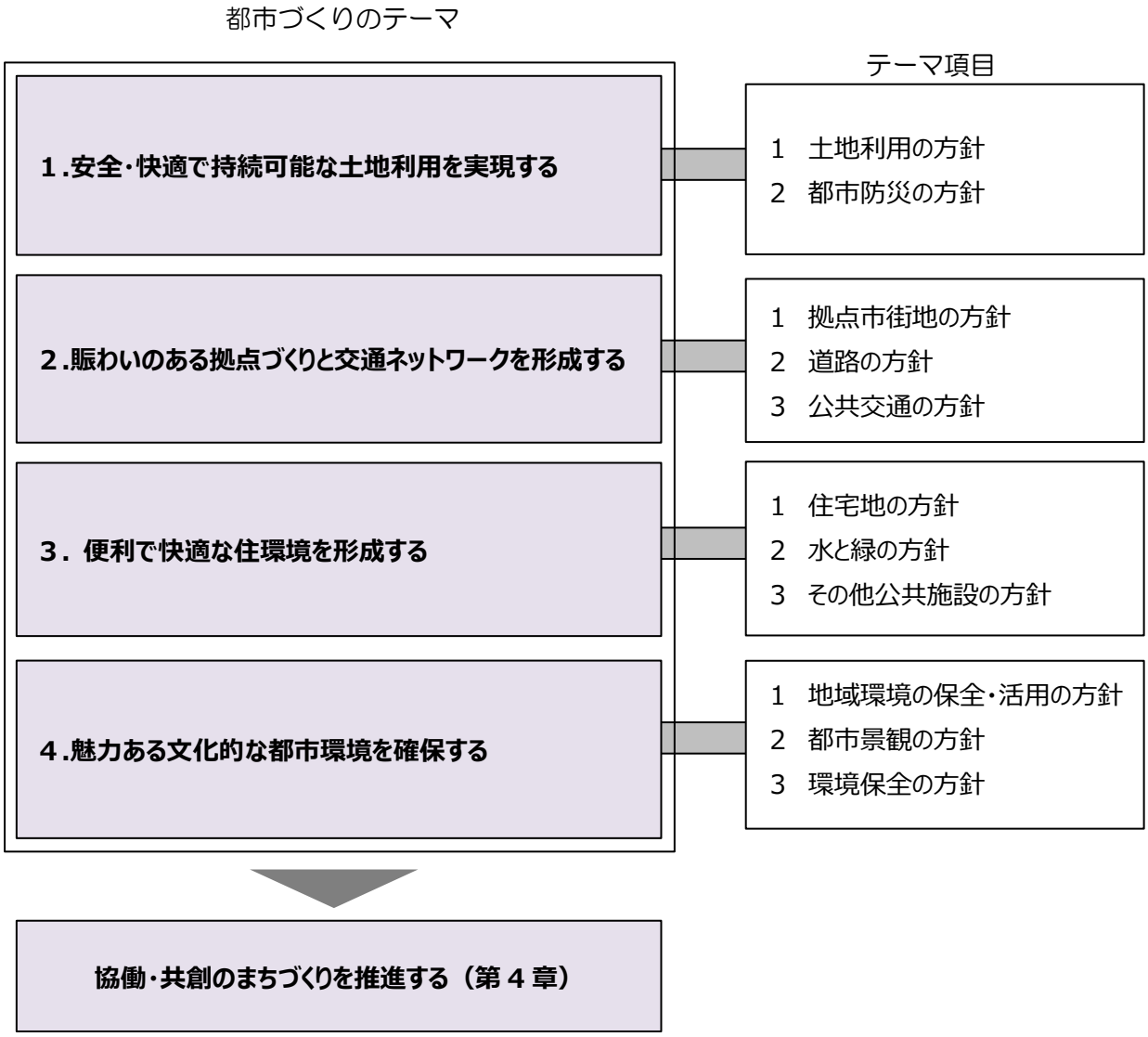
都市づくりのテーマ
テーマ項目
1.安全･快適で持続可能な土地利用を実現する
1 土地利用の方針
2 都市防災の方針
2.賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する
1 拠点市街地の方針
2 道路の方針
3 公共交通の方針
3. 便利で快適な住環境を形成する
1 住宅地の方針
2 水と緑の方針
3 その他公共施設の方針
4.魅力ある文化的な都市環境を確保する
1 地域環境の保全･活用の方針
2 都市景観の方針
3 環境保全の方針
協働･共創のまちづくりを推進する（第 4 章）

テーマ１.安全・快適で持続可能な土地利用を実現する

土地利用の基本的な考え方

〇無秩序な市街化を防止するため、土地利用の適正な規制・誘導を図るとともに、緩やかな規制により、地域活性化に取り組みます。

〇橋本都市計画区域と高野口都市計画区域の２つの都市計画区域を有する都市計画制度の運用状況を改善するため、都市計画区域の統合に取り組みます。

〇橋本地域では、社会経済情勢の変化や土地利用の動向を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しを行います。高野口地域については、都市計画区域の統合とあわせて、用途地域や特定用途制限地域の指定等について、調査・検討を進めます。

〇土砂災害や水害などの災害リスクの高い地域では、防災・減災対策の強化とともに、土地利用の適切な制限について取り組みます。

〇施設の点検やインフラ DX の活用などにより、都市基盤の効率的な維持管理と効果的な機能改善を推進し，強靭な市街地の形成に取り組みます。

１-１　土地利用の方針

１）市街地

①低層住宅地区

・郊外の大規模住宅団地を中心とする低層戸建て住宅地については、用途地域制度や建築協定等の活用や、古くに開発された住宅団地における生活サービス施設の維持・充実など、低層住宅地区として、良好な住環境の維持・向上に取り組みます。

②中高層住宅地区

・教育施設地区や中高層の集合住宅地区等については、中高層住宅地区として、教育環境等と一体となった良好な住環境の維持・向上に取り組みます。

③一般住宅地区

・小規模な工場や店舗等が混在する住宅地については、一般住宅地区として、住環境の保護に取り組みます。

④都市市街地地区

・橋本市の交通の拠点でもある橋本駅や市役所周辺については、都市中心地区として整備を進め土地利用の高度化を図り、多様な機能等の集積に取り組みます。

⑤地域中心地区

・高野口駅周辺及び隅田地区の商業地については、中心市街地地区を補完する地域中心地区として、日常生活サービス機能等の集積に取り組みます。

⑥近隣商業地区

・近隣の日常購買施設が立地する商業地については、近隣中心地区として、日常生活サービス提供、地域住民の憩いの場として取り組みます。

⑦住居系沿道サービス地区

・住宅施設を中心とする幹線道路沿道地区については、住居系沿道サービス地区として、住環境の保護を図りつつ、沿道サービス施設の適正な立地に取り組みます。

⑧工業系沿道サービス地区

・商工業施設を中心とする幹線道路沿道地区については、工業系沿道サービス地区として、沿道サービス施設の適正な立地に取り組みます。

⑨産業集積地区

・比較的大規模な工業地については、産業集積地区として、既存工場等の操業環境の確保や企業誘致に取り組みます。

⑩住工共存地区

・工場と住宅・店舗等が混在する工業地については、住工共存地区として、職住近接の工業環境の形成に取り組みます。

⑪行政サービス集積地区

・老朽化が進む本庁舎の整備については、北別館、教育文化会館、市民会館なども含めてシビックゾーン※の再編を検討し、市民ニーズ、賑わい創出及び防災面を念頭に調査研究を行い、基本構想を作成します。

※シビックゾーン：本市では市役所、教育文化会館、市民会館、保健福祉センター等の公共公益施設が集積する地区をシビックゾーンと称している。

2）市街地外

①農業・集落地区

・農業振興地域等においては、農地と一体となった農業・集落地区として、優良農地の保全や田園環境を魅力としたふれあいの場の創出とともに、集落地環境の向上や遊休農地の解消等に取り組みます。

②レクリエーション地区

・「橋本市運動公園」、「杉村公園」、「やどり温泉いやしの湯」、「紀望の里」、および「くにぎふれあいの里・隠れ谷池」では、スポーツや健康増進の場や自然とのふれあいの場の充実に取り組みます。
・紀の川については、紀の川・レクリエーション地区として、親水性豊かな憩いの場の確保について、市と関係者が協働で取り組みます。

③山林地区

・市街地背後に拡がる豊かな山林については、山林地区として、豊かな自然環境の保全と活用を図るため、未管理山林の解消などに取り組みます。

3）土地利用検討地区

・戸建て住宅地として計画されたものの、社会情勢の変化等により、開発が進んでいないあやの台地区、大倉地区、みゆき台等の残存未利用地や、空家等の積極的な活用により、多様な世代の入居を促進する必要のある高齢化や空洞化が進む地区については、土地の有効利用を

図るため、用途地域変更等の検討を行います。

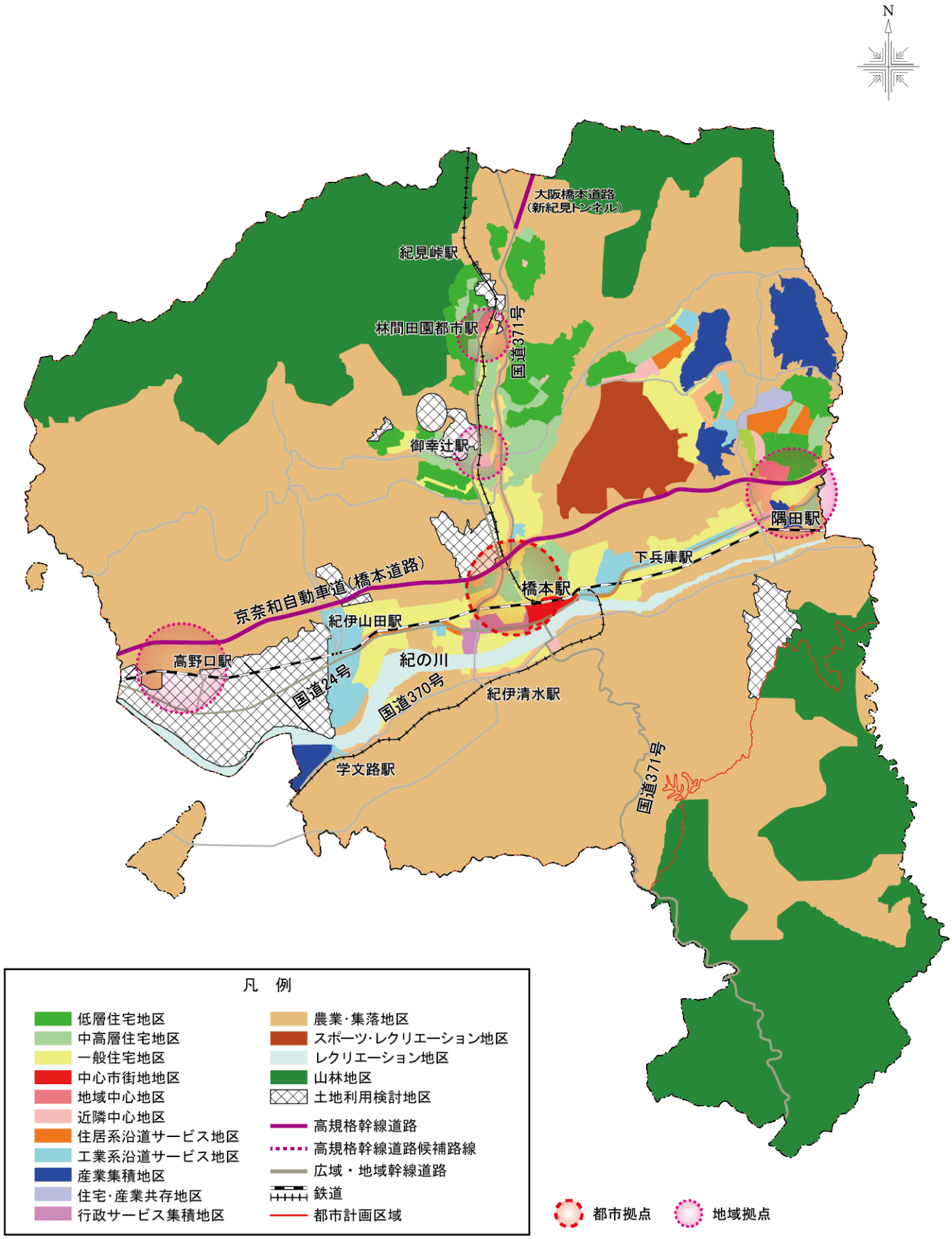

1-2　都市防災の方針

①総合的な防災行政の推進

・「橋本市地域防災計画」の周知・徹底を図るとともに、必要に応じて見直しを行います。
・事前防災、減災と迅速な復旧、復興も含めた総合的な取組である「橋本市国土強靭化地域計画」に基づき、早強靭な地域づくりに取り組みます。

②治山・治水対策の充実

・浸水・冠水・土砂災害を防止するため、自然環境との調和に配慮しながら、紀の川など河川の総合的な治水対策をはじめ、用排水路の改修、ため池の保全・改修、砂防、治山事業等について、市と関係者が協働で取り組みます。
・森林、農地等は、水源のかん養などの多面的機能を有するとともに、環境を守り人のやすらぎを生み出すための貴重な資源であることから、その保全に取り組みます。
・土砂災害防止対策として、県により土砂災害(特別)警戒区域として指定された際は、県に協力し、危険個所を市民へ公表し、その周知に協力します。
・山間部における災害への対応とともに、森林資源の利活用にも資する林道の整備に取り組みます。
・洪水被害を未然に防止するため、準用河川（市管理）の危険個所の把握や改修の検討に取り組みます。

③安全な市街地の形成

・災害に強い住環境を形成するため、木造住宅耐震診断事業及び住宅耐震改修事業等を活用し、耐震診断、耐震改修を促進します。
・主要幹線道路や幹線道路、補助幹線道路などの整備を図り、災害時における避難路の確保に取り組みます。
・土地利用や周辺環境を踏まえ、地権者や住民の防火意識の醸成を図りながら、橋本地域では、防火地域、準防火地域の指定を検討するとともに、高野口地域では、法第 22 条区域（燃えにくい建材を使用した屋根や外壁でなければならない区域）等の指定を検討します。
・安全で快適な教育環境の向上を図るため、必要な教育施設の補修・改修に取り組みます。
・建築確認時における防火指導や危険物施設等の指導などに取り組みます。
・事業者防災を強化するため、災害時の対応、早期復旧を図る「事業継続計画」の作成を促進するとともに、市と関係機関が連携した啓発・支援に取り組みます。

④避難・備蓄施設の設備の充実

・拠点避難場所については、備蓄資器材の整備強化を図るとともに救助・救命などの 活動及び通信・情報収集活動の充実に取り組みます。
・災害など有事に際し、確かな情報を市民に発信するため、防災行政無線システムの見直しを行い、確実に市民一人ひとりに緊急情報が届くしくみづくりに取り組みます。

※防火地域及び準防火地域とは、市街地から火災の危険性を防ぐために定められる都市計画で、建築基準法と連動して建物の防火上の構造制限が行われます。
※法第 22 条区域とは、防火地域および準防火地域以外の市街地において、火災による類焼の防止を図る目的から、建築物の屋根を不燃材で葺くなどの措置をする必要のある区域のこと

・災害用備蓄物資の拠点保管場所として、備蓄食糧や資機材を計画的に配備し、災害物資の充実を図るとともに、物資輸送拠点としての整備に取り組みます。
・消防車両や資機材、耐震性防火水槽、消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めるとともに、既存の施設・設備の管理を徹底します。

⑤ライフラインの確保

・老朽化する施設については、「橋本市ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な点検・調査および改築・更新を実施するとともに、耐震化が必要なライフラインの耐震化にも取り組みます。

⑥広域的な防災体制の充実

・効率的な消防体制の確立を図るため、広域消防の再編を検討していきます。
・災害時の医療体制については、地域災害拠点病院である市民病院を中心として近隣の医療機関と連携しながら、災害時の応急救護体制の整備に取り組みます。
・国や県、近隣市町村、自衛隊、NPO、ボランティアなどの応援受け入れ体制の整備を進めるとともに、国・県などと連携を密にします。

⑦地域防災・防犯活動の充実

・地域における防災体制の強化を図るため、防災情報の発信をはじめ、自主防災組織、婦人防火クラブなど、地域の防災組織の育成とともに、地区防災計画の策定に取り組みます。
・市民や事業所を対象として、応急手当指導及び普通救命講習を実施し、救急・救命に関する普及啓発に取り組みます。
・防火訓練や広報活動などを通じて、市民の防火意識の高揚に取り組みます。
・安全教育を推進するため、学校や地域における防犯・防災訓練について、市と関係者が協働で取り組みます。
・警察など関係機関と連携し、区・自治会など地域住民の協力を得ながら、地域の防犯意識の高揚を図るとともに、学校や家庭、地域、警察などが連携しながら、防犯パトロールの強化、防犯灯の充実、万一の場合の対処法の明確化などの安全対策について取り組みます。

テーマ２.賑わいのある拠点づくりと交通ネットワークを形成する

中心市街地と道路・交通の基本的考え方

〇日常の買い物の利便性を確保するため、魅力ある商業地を形成し、商業地区周辺での賑わいの創出に取り組みます

〇観光交流や物流効率などを高める広域幹線道路等の充実とともに、市民と協力しながら、安全・安心な生活道路の確保に取り組みます。

〇インフラの安全性の向上と更新費用の抑制による維持管理費の縮減を図るため、インフラ DX※の活用に取り組みます。

※デジタル技術を活用して，社会資本や公共サービスなどを変革する取組

〇高齢社会や環境負荷の軽減などに対応するため、人や環境の視点に立った交通環境の整備とともに、定住化を促進するため、買い物や通院等に便利な公共交通サービスの向上に取り組みます。

〇テレワークをはじめとする新たな働き方や暮らし方の変化に対応するため、様々なライフスタイルや地域特性にあわせた取り組みに向け、まちづくりに関する団体や地域が協力し活動しやすくなるよう、規制やルールのあり方について検討します。

〇ライドシェア（相乗り）や自動運転などの新たな交通システムの導入について、検討していきます。

2-1　拠点市街地の方針

①拠点の位置付け

〇都市拠点

・都市の中心として行政サービスや生活利便施設などの都市機能の集積を図るエリアを『都市拠点』として市役所周辺(シビックゾーン)に配置します。

〇地域拠点

・生活サービス機能の向上を図るエリアを『地域拠点』として、交通機能と住居・商業等が集積している橋本・御幸辻・林間田園都市・高野口・隅田の５ 駅と京奈和自動車道各インターチェンジ周辺に配置します。

〇環境調和型産業拠点

・周辺の環境と調和した産業の誘致を図るエリアを『環境調和型産業拠点』として、紀北橋本エコヒルズと新たな工業団地である「あやの台北部用地」に配置します。

②駅周辺における魅力ある商業地の形成

・都市拠点である橋本駅周辺においては、民間施設の誘導をはじめ、オープンスペースの活用などを行い多様な都市機能の集積を図ることで賑わい創出に取り組みます。

・橋本駅周辺においては、利便施設の誘導をはじめ、市民協働のもと、狭あい道路の解消、景観への配慮、高齢者に配慮した居住空間の確保などに取り組みます。

・安全で快適な行政サービスを向上させるため、望ましいシビックゾーンのあり方の検討を進めます。
・都市拠点を補完する地域拠点においては、周辺市街地の人口密度を維持し、日常の生活利便機能などの都市機能の集積に取り組みます。
・橋本駅や高野口駅周辺の市街地においては、歴史的遺産や紀の川・橋本川といった河川景観をまちづくり資源として活用しながら、個性と魅力のあるまちづくりに取り組みます。

⑤規模集客施設の適切な立地誘導

・大規模小売店舗の進出に際しては、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺地域の生活環境などへの影響を考慮して規制・誘導を図るとともに、「都市計画法」、「橋本市まちづくり条例」の活用により、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう指導を行います。
・住宅開発団地の生活利便施設等については、高齢者等の利便性の確保や防犯の観点からその維持を図るとともに、必要に応じて、多様な施設の立地を可能とするため用途地域の変更などを行い、適正な立地誘導に取り組みます。

⑥企業立地の促進

・環境調和型産業拠点では、新たな工業団地である「あやの台北部用地」の早期完売に向け、積極的に企業訪問を行い、本市立地環境、奨励金制度等の PR を推進します。その他大規模未利用地についても、社会情勢に応じた土地利用を検討しつつ、企業誘致を推進し企業立地の誘導などに取り組みます。

2-2　道路・交通の方針

（1）道路の方針

①総合的な道路ネットワークの形成

・交通渋滞の緩和や防災機能の充実など安全性と快適性の確保に十分留意しつつ、京奈和自動車道の側道と結節する市内幹線道路の充実や、生活の利便性を高める総合的な道路ネットワークの形成に取り組みます。

②広域幹線道路等の整備

・京奈和自動車道、大阪橋本道路（新紀見トンネル）、その他国道及び地域幹線道路である県道等の改良等を関係機関に要望するとともに、幹線道路の沿道利用に取り組みます。

・やどり温泉いやしの湯へのアクセス道路である国道 371 号等については、改修、拡幅を~~市と関係者が協働で取り組み~~関係機関に要望していきます。

③市内幹線道路の整備

・市内交通の円滑化を図るため、西部幹線道路、橋本五條線、二見御幸辻停車場線、小峰台垂井線、山内垂井線等の整備を市と関係者が協働で取り組みます。

④都市計画道路の整備と適切な見直し

・市内交通の円滑化と沿道土地利用の有効活用を図るため、都市計画道路の計画的な整備を図るとともに、長期未着手路線については、その必要性や実現性等を総合的に評価した上で適正な見直しを行います。

⑤身近な生活道路の充実

・安全で快適な生活道路を確保するため、地権者や地域住民の協力を得ながら、狭あいな道路や行き止まり道路等の~~解消~~安全対策に取り組みます。

⑥人や車にやさしい快適な道づくり

・橋本駅周辺地区においては、「橋本市交通バリアフリー基本構想」に基づき、子どもや高齢者などの安全で快適な歩行を確保するため、歩道のバリアフリー化に取り組みます。

・安全な道路環境を確保するため、幹線道路における歩道整備とともに、通学路や危険箇所などにおけるガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の設置を計画的に進めます。

・歩行や自転車での移動の安全性と快適性を確保するため、散策やサイクリングを楽しむことができる歩行者（自転車）ネットワークの形成に取り組みます。

・通過車両や観光客の利用に対応して、わかりやすい案内誘導板の設置に取り組みます。

⑦道路管理の充実

・橋本市内駅周辺の駐車場並びに駐輪場については、適切な管理によって、通勤通学に利用する市民の利便性の向上及び道路交通の円滑化に取り組みます。

・安全な道づくりを進めるため、地域からの通報や橋本市公式ＬＩＮＥを利用した道路・公園施設の破損等情報提供システムを活用し、危険箇所の改良などに取り組みます。

・「橋梁の長寿命化修繕計画」の策定に基づき、計画的な修繕を進め、架け替えコストの縮減に取り組みます。

・道路への美化意識の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アダプト制度への団体参加について、市と関係者が協働で取り組みます。

（２）公共交通の方針

①鉄道交通の充実

・JR 和歌山線及び南海高野線の増便や輸送力の増強、鉄道間における乗り継ぎの利便性の向上を関係機関に要望します。また、市民に対して鉄道利用の啓発に取り組みます。

②駅前広場の整備

・鉄道駅における各種交通機関との結節機能を強化するため、橋本駅、林間田園都市駅前広場の整備を検討します。

③バス交通の充実

・「地域公共交通計画」に基づき、事業者に対し、引き続き全路線の低床バス化、バス停の改善、鉄道との乗り継ぎの利便性の向上等や国･県に対しても不採算路線への補助を要望します。

・「みんなが気にして、~~動いて~~動いて育てる公共交通」を合言葉に市民に対して、バス利用の啓発に取り組みます。

・橋本市コミュニティバス・デマンドタクシーの安定した運営を図るため、地域のニーズにあわせた運用や利用促進の周知・啓発等に取り組みます。

・地域公共交通において、高齢社会に対応した運営形態について引き続き検討します。〃

テーマ３.便利で快適な住環境を形成する

住環境形成の基本的考え方

〇定住化の促進と若い世代の転入を促進するため、良好な住環境の維持・向上とともに、住宅・宅地の供給や郊外型住宅団地の再生、市営住宅の適切な維持管理などに取り組みます。

〇自然の生態系にも配慮した、人と自然が共生する都市環境を形成するため、都市公園、河川・水路や歴史街道等を結ぶ水と緑のネットワークづくりに取り組みます。

〇自然とのふれあいの場として、ハイキングコースやバードウォッチングを楽しむことができる環境の確保とともに、紀の川をはじめ、その支流である橋本川等の河川やため池などについて、市民のやすらぎや憩いの場としての活用に取り組みます。

〇良好な生活環境の形成や水質汚濁を防止するため、地理的条件や事業の投資効果等を検討し、未整備区域の整備に努めます。

〇各汚水処理方式（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）の特性を踏まえた、持続可能な汚水処理事業を進めていきます。下水道区域から除外した区域については、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の周知・啓発に努めます。

〇幅広い世代の居住を促進するため、高齢者施設や教育施設、生涯学習施設等の充実に取り組みます。

３-１　住宅地の方針

①良好な住環境の形成

・良好な住環境の維持・向上を図るため、地域住民等と協力しながら、「橋本市まちづくり条例」などを活用し、生活道路の改善や狭小宅地の防止などに取り組みます。

・地場産業、工業団地などに隣接する区域については、職住近接のまちづくりを推進するため、用途地域内にあっては特別用途地区※、用途地域外にあっては地区計画※等により、住環境への影響に配慮しながら、住工共存型の土地利用を展開します。

・高野口地域においては、計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、地域の実情や意向を踏まえながら、特定用途制限地域等の指定検討を進めます。

・高齢者、障がい者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資するため、住宅のバリアフリー化の促進や改修工事等に係る支援を行います。

※特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。
※地区計画は、地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。

②郊外型住宅団地の再生

・居住者の高齢化が進む郊外の住宅開発地区等では、橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金等を活用し、若い世代の居住促進に取り組みます。

・開発事業者への要請や指導を行い、住宅開発地区における造成済宅地への入居促進に取り組みます。

③良好な住宅・宅地の供給

・新たな住宅開発等については、「橋本市まちづくり条例」等を活用し、必要に応じて、まちづくりに関する方針及び計画を定め、良好な住宅・宅地の供給促進に取り組みます。

・駅周辺などにおける人口減少を防止するため、民間による良質な賃貸住宅の供給促進に取り組みます。

・定住人口を確保するため、中古住宅の流通促進等により円滑に住宅を取得できるよう、空家バンク制度の活用や民間業者等と連携した相談体制づくりに取り組みます。

・旧街道筋等の空き家等については、まちなみの改善と一体となった良好な住環境を形成するとともに、地域団体等との連携による多様な利用促進に取り組みます。

④市営住宅の適切な管理

・市営住宅については、「橋本市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と適切な維持管理に取り組みます。

3-2　水と緑の方針

（1）公園・緑地の方針

①自然環境の保全・活用

・金剛生駒紀泉国定公園等の山並みや里山などについては、ダイヤモンドトレール活性化実行委員会等と連携し、緑豊かな自然環境の保全・活用に取り組みます。

②公園・緑地の充実

・市街地においては、まちなかの憩いの場として、オープンスペース等を活用しポケットパーク等の整備や適切な維持管理に取り組みます。

・杉村公園、高野口公園、橋本市運動公園、住吉運動公園等については、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等により、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりを検討します。

・人口減少などに伴い必要性が低下した公園や長期未整備の公園、緑地等については集約化などの見直しを行います。

③公園・緑地の適切な維持管理

・既存の公園・緑地については、遊具等の施設の適切な管理とともに、防犯に配慮した施設や植栽の配置に配慮します。

・市民の主体的な公園の維持活動による愛護心の向上やコミュニティの活性化等を図るため、アダプト制度への団体登録の促進とともに、地域住民の合意形成が図られた地区については、利用しやすい公園への改善を検討します。

④緑化の推進

・花と緑のリサイクル事業や緑の基金事業を活用し、花と緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、市民・企業・行政が連携して緑化の推進に取り組みます。

（2）河川の方針

①治水対策と併せた親水空間の確保

・~~小田井狭窄部の治水対策と併せて、水辺に親しむ場の確保を国に要望していくとともに、~~紀の川とその支流においても、治水対策と併せて、安全で親しみのもてる水辺環境の形成に取り組みます。

②河川の水質保全と美化

・近隣自治体や関係機関と連携しながら、河川の水質保全と河川美化に取り組みます。

（3）下水道の方針

①公共下水道（汚水）

・整備済の地域に対しては公共下水道への接続を促進するとともに、施設の老朽化対策としてストックマネジメント計画に基づく点検調査を行い、施設の適正な維持管理・更新に努めます。

・農業集落排水施設を公共下水道へ統合させるなど、広域化・共同化の観点から効率的な管理

運営を進めていきます。

②公共下水道（雨水）

・施設の老朽化対策として効率的な維持管理に資する（役立つ）、ストックマネジメントの実施に努めます。

③その他

・農業集落排水施設の処理区域では施設の適正な維持管理・更新に努めます。

・公共下水道・農業集落排水施設の処理区域以外では、個人による合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理の必要性について周知・啓発に努めます。

（4）上水道の方針

安全・安心で安定的な水道水の供給

・「橋本市水道ビジョン 2027」に基づき、安心しておいしく飲める水を供給していくため、浄水場や配水池、管路など老朽化した施設の計画的な更新や耐震化、水道水の質的向上に取り組みます。

・人口減少などによる有収水量の減少を見据え、施設規模の最適化に取り組みます。

3-3　その他公共施設の方針

①公共施設のバリアフリー化

・高齢者や障がい者などが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを進めるため、必要に応じて公共施設等のバリアフリー化に取り組みます。

②教育施設の充実

・地域全体で子育てを支援する基盤を形成するとともに、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整えるため、認定こども園（幼保一元化施設）の整備に取り組みます。

・住宅地開発などの土地利用活用動向を踏まえ、義務教育の施設の充実や老朽化などに伴う施設を計画的に改修するとともに、将来人口の推計による児童・生徒数の減少と教育条件の改善を踏まえ~~に伴い~~、施設の再編による適正な配置を検討していきます。

・通学路交通安全プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に取り組みます。

③生涯学習施設の充実

・橋本市の歴史・文化・自然を知り、後世に伝える施設である「郷土資料館」と「あさもよし歴史館」は、統合新築に向けた取り組みを進めるとともに、文化機能を併せ持つ「市民会館」と「産業文化会館」の機能統合化を検討します。

・子ども館・児童館については、「橋本市生涯学習施設長寿命化計画」に基づき、適切な対応を進めていきます。

・地域住民の学習と交流の場や、地域づくりの活動拠点である地区公民館については、「橋本市生涯学習施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の建て替えや長寿命化について、計画的に取り組みます。

④シビックゾーンの充実

・シビックゾーンの整備にあわせて、図書館の移転、建て替えの調査・研究を進めます。

⑤土地の有効活用

・土地の有効かつ円滑な利用や土地の権利関係の明確化を図るため、地籍調査に取り組みます。

・橋本周辺広域ごみ処理場周辺について、地元等関係機関と協議を行いながら、有効かつ円滑な利活用に取り組みます。

テーマ４.魅力ある文化的な都市環境を確保する

都市環境等の保全と活用の基本的考え方

〇自然や歴史性豊かな地域環境を守り育てるため、森林、農地や歴史的資源の保全と活用とともに、市民と協力しながら、これら地域資源を活かした観光まちづくりに取り組みます。

〇森林、農地、河川などの良好な自然景観の保全・活用とともに、公共公益施設が集積する市役所周辺について、今後のシビックゾーンのあり方の検討を踏まえて、景観の形成に取り組みます。

〇橋本市運動公園や杉村公園などの緑の拠点※においては、緑豊かな景観の維持・向上とともに、景観形成を先導する公共建築物、道路や橋梁などの整備・改修などにあたっては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した景観整備に取り組みます。

※緑の拠点：市域における緑のオープンスペースの核となり、レクリエーション機能をはじめ、防災機能、環境保全機能、景観形成機能を総合的に発揮することが場所のこと。

〇循環型・省エネルギーなど環境負荷の低減に取り組みます。

４-１　地域環境の保全と活用の方針

①森林資源の保全・活用

・林道整備や機械化による低コスト森林を推進し、森林の有する国土保全や水源かん養などの公益的機能の高度発揮に取り組みます。

・森林を市民の財産として守り育て、次世代に引き継いでいくため、「森林環境譲与税」、「紀の国森づくり基金」を活用し、森林環境の保全をはじめ、森林の重要性の普及・啓発、 林業体験、森林とのふれあいの場の創出などに取り組みます。

②農地の保全と活用

・農地生産の場や“ゆとり”や“やすらぎ”が感じられる場を確保するため、「橋本市農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の保全とともに、全国的なブランド果実である柿は、本市を代表する重要な地域産業であり、四季を彩る景観においても重要であるため、樹園地等の保全・活用に取り組みます。

・市民が農作物の栽培を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深めるため、ほ場整備や小規模土地改良事業の活用により、耕作放棄・休耕田の解消や鳥獣害を防止に取り組みます。さらに、市民農園制度の PR を行い、その利用を進めます。

・芋谷の棚田等を通じた都市農村交流により、収穫体験としての農園紹介、「はたごんぼ」を活用し観光農業の振興に取り組みます。

・快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池の適切な維持管理などについて、市と関係者が協働で取り組みます。

③歴史的資源の保存と活用

・応其上人によって発展したまちづくりの歴史をはじめ、紀州へら竿（経済産業省指定伝統的工芸品）やパイル織物等を市民に周知するとともに、こうした歴史文化を活かした個性豊か

なまちづくりに取り組みます。

・嵯峨谷の神踊りや隅田八幡神社の秋祭などの無形文化財を含め、隅田八幡神社所蔵の「人物画象鏡」（国宝）、利生護国寺本堂、高野口小学校校舎など、本市の貴重な歴史文化遺産について保護・保存や活用とともにその周知に取り組など、本市の貴重な歴史文化遺産について保護・保存や活用とともにその周知に取り組みます。

・恋野の里散策コースなどについては、歴史を感じつつ、安全で快適に歩ける環境の確保するため、必要な改修や適切な維持管理に取り組みます。

④世界遺産 高野参詣道 黒河道の保全と活用の推進

・黒河道が和歌山県景観計画に基づく特定景観形成地域に指定され、その保全と整備とともに、周辺では良好な景観を維持します。また、黒河道を知り、利用するための情報の発信の充実に取り組みます。

⑤交流レクリエーション拠点の充実

・交流レクリエーション拠点で、緑の拠点でもある杉村公園及びその周辺は、幹線道路に面しアクセスが良好であることから、交流施設や余暇活動の場となる施設や維持管理の充実を検討し、必要に応じて用途地域の変更を行います。

・交流レクリエーション拠点である紀望の里周辺については、拠点にふさわしい利活用に取り組みます。

⑥観光まちづくりの推進

・橋本市運動公園や杉村公園、神野々キャンプ場、ゴルフ場など既存のレクリエーション施設や、ハイキングコースなどを観光資源として活用した体験型観光を DMO（観光地域づくり法人）と連携しながら、観光資源等の周遊化を検討します。

・自然を活かした体験学習の場づくりを進めるため、交流レクリエーション拠点である「橋本市運動公園」、「杉村公園」、「やどり温泉いやしの湯」、「紀望の里」、及び「くにぎふれあいの里・隠れ谷池」の充実に取り組みます。

・本市は、隅田八幡神社、利生護国寺、葛城館、高野口小学校などの歴史的建造物をはじめ、数多くの観光スポットを有しており、いつ訪れても市の歴史にふれることのできる魅力的なまちづくりを進めるため、これら文化財の保存・継承とともに、豊富な歴史資源や伝統行事等の情報発信を行い、観光客の積極的な受け入れなどに取り組みます。

4-2　都市景観の方針

①景観法の活用

・市民の意向を踏まえ、景観法に基づく景観行政団体の指定に向けた取り組みを検討していきます。

②自然的景観の保全

・良好な景観の維持・向上を図るため、くにぎふれあいの里を中心に、河南地区の景観に配慮した振興に取り組みます。

・本市の気候風土により培われた果樹園などの農地については、地域固有の景観を形成していることから、田園景観の維持・向上に取り組みます。

・農業者の高齢化等により増加している耕作放棄地や休耕田について、市民のボランティア活動等による花と緑のリサイクル事業等を通じて、コスモスなどのフラワーベルト化や市民農園などに活用します。

③歴史的景観の保全・整備

・所有者の意向等を踏まえつつ、登録有形文化財制度を活用し、歴史的まちなみ景観の保全と創造に向けた検討を進めます。

・歴史とふれあえる環境づくりを進めるため、地域や関係課と連携し、伊勢（大和）街道や高野街道などの歴史街道の保全や景観整備に取り組みます。

・日本遺産「葛城修験」の構成文化財に認定された不動山の巨石については、本市の緑の拠点でもあることから、観光資源としての活用とともに、隅田八幡神社、飛び越え石などは、自然と歴史を感じられる歴史拠点として、観光客などが訪れ楽しめるように、市民・企業・行政が協働して、景観の保全に取り組みます。

④都市的景観の形成

・橋本駅や林間田園都市駅周辺においては、商業機能の充実と併せて、本市の顔にふさわしい魅力ある都市景観の創出に取り組みます。

・景観に与える影響が大きい大規模建築物や工業団地等の大規模開発をはじめ、国道 24 号や国道 371 号などの主要な幹線道路沿道においては、良好な景観を形成するため、「和歌山県景観条例」等に基づき、適切な指導、助言を行います。

・京奈和自動車道 IC 周辺及び国道 24 号や国道 371 号などの主要な幹線道路沿道においては、秩序ある景観の形成に取り組みます。

・公共公益施設の集積を図るシビックゾーンについては、基本構想作成に併せて景観の形成に取り組みます。

・著しく劣悪な景観により生活環境が阻害されることを防止するため、「和歌山県景観支障防止条例」等を活用し、市民との協働により景観の維持に取り組みます。

・和歌山県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の秩序ある規制・誘導とともに、違反広告物の撤去に取り組みます。

⑤市民主体の景観づくり

・地域の個性と魅力のあるまちづくりを進めるため、橋本市まちづくり条例や地区計画等を活

用しつつ、市民・企業・行政が協働して、景観づくりに取り組みます。
・区・自治会などで取り組んでいる菜の花、コスモスなどの栽培や市内の未利用地等を活用し、花と緑の美しいまちづくりに取り組みます。

4-3　環境保全の方針

①環境への負荷の少ないまちづくりの推進

・太陽光発電など公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、環境にやさしいまちづくりの周知・啓発に取り組みます。

②環境意識の啓発と環境美化の推進

・美しいまちの環境を保全・育成するため、市民主体の環境美化活動に対する支援を行います。
・「橋本市環境保全条例」に基づき、環境に対する意識をさらに深めていくため、環境保全意識の啓発に取り組みます。
・美しいまちの環境を守るため、廃棄物の不法投棄防止など監視体制の充実に取り組みます。
・循環型社会の実現と併せて美しいまちづくりを形成していくため、生ごみから堆肥をつくり、花や野菜の栽培に利用する花と緑のリサイクル事業に取り組みます。
・資源循環型や低炭素型の社会形成に向けた意識の醸成を図るため、学校教育・社会教育での環境学習の推進、環境ボランティア活動等を促進するとともに、田原川の一斉清掃やラブリバー・クリーン大作戦等への活動について、関係者と市が協働で取り組みます。
・小学校などへの出前講座等とともに、「橋本市教育大綱」に基づき、環境教育の充実に取り組みます。

第４章　実現に向けて

１　協働・共創の推進

（１）行政の基本姿勢と役割

近年の社会情勢や技術の革新は急速に進んでいるととともに、人口減少社会において、将来を確実に見通すことは難しいことから、その変化と都市のあり方を検討し、用途地域や都市施設整備の計画などについて、必要な見直しを行い実施することが増々重要になっています。

そのため、土地利用に関する都市計画の適切な見直しを進めるとともに、道路等の都市計画施設などの都市計画についても、必要な整備を計画的に進める一方で、必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画決定された都市計画施設や市街地開発事業の見直しを検討します。

また、具体的な事業については、橋本市第２次長期総合計画と連携した評価により見直しを行うとともに、都市計画マスタープランにおけるビジョンとの整合性を意識し都市づくりを推進します。

（２）市民との協働・共創

まちづくりに対する市民ニーズが多様化、高度化してきている一方で、将来の行財政事情を考えると、都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するためには、市民が住み活動する地域の都市計画等の情報を把握するとともに、市民自らが地域の維持管理や活性化に主体的に取り組んでいくことが求められます。

このため、広報はしもとやインターネット等を通じて、市や地域の情報を市民にわかりやすく伝えるなど、都市計画情報等の提供に努めます。また、自主的な地域のまちづくり活動を支援し、育てていくため、各種分野について誰もが学べる機会や都市づくりを検討する機会などを、今後も提供していきます。

○橋本マップ（都市計画情報の発信）

市の公共施設や防災情報、都市計画情報など公共性の高い地理情報を配信しています。パソコンやスマートフォンからもご覧いただけます。

地図情報の閲覧や、都市計画基本図（地形図）をダウンロードすることが可能です。

橋本マップ（https://www2.wagmap.jp/hashimoto/Portal）

○市民が参画する機会の提供

都市計画マスタープランに位置付けたテーマごとの施策・事業は、短期的から長期にわたるものまであります。特に長期にわたる施策・事業については、その方向性について調査・研究を進めていく必要があります。

そのため、市では、市民が都市づくりに関する意見を自由に交換できる場をはじめ、市が開催する検討委員会などへの参加を積極的に進めるなど、市民と行政の共感が生まれる機会を提供しています。

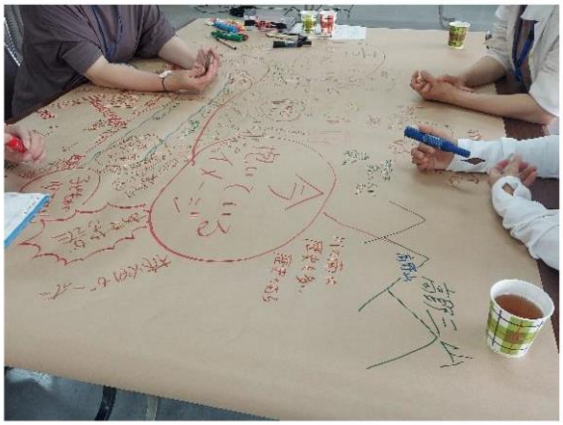

はしもとの未来を考えるワークショップ

（3）民間との協働・共創

民間の能力や役割を活かし連携・協力していくことが、本市の魅力を一層高めていくことになります。

そのため、民間投資を誘発するインフラ整備や人材の育成等を進め、官民連携による協働・共創の都市づくりを推進していくことが必要です。

事例１：明日香村

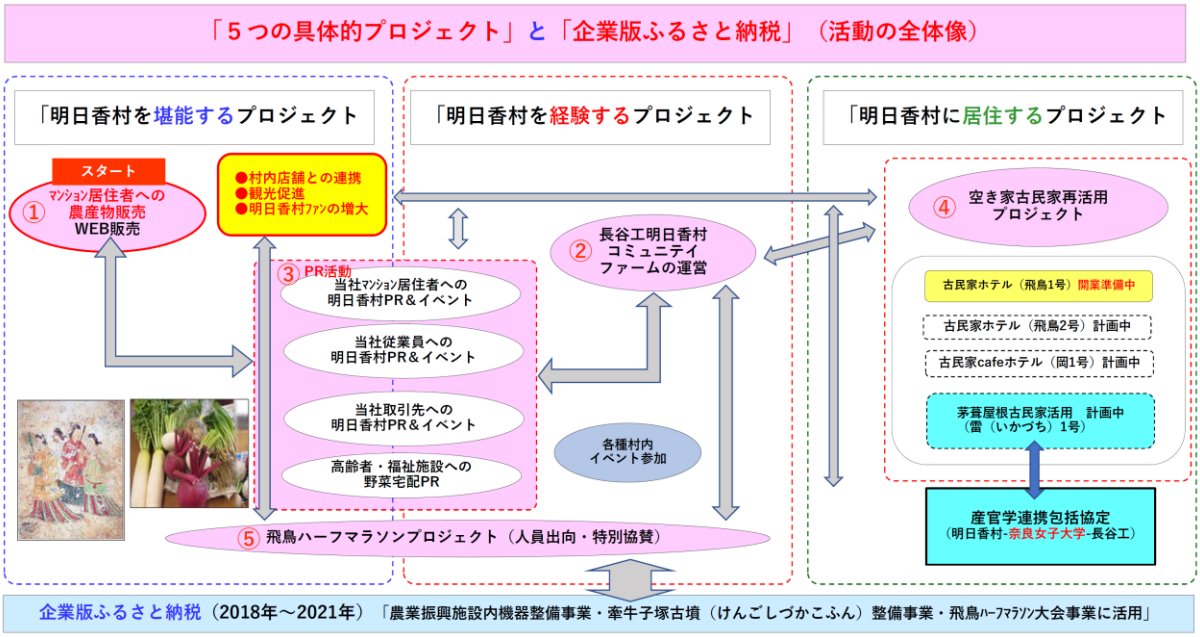

資料提供：株式会社長谷工コーポレーション

事例２：高野山（高野町）

高野山観光魅力向上プロジェクト　交流人口の増加施策

NANKAI

1．目的

南海沿線の最大の観光資源である高野山エリアを、**国内外の旅行者に選ばれる関西有数の観光地に押し上げる。**

① 来訪者増加（ターゲット層の拡大・再訪率上昇）
② 滞在時間・滞在（宿泊）日数の増加
③ 電車・ケーブルカーの利用促進

2．実施状況

2018年度～　プロジェクト開始
2019年11月　**参詣道歩き拠点（九度山・高野下）**　開業
・九度山駅／おむすびスタンド ・高野下駅／駅舎ホテル
2020年3・4月　**学文路駅花文字花壇設置、学文路～九度山桜ライトアップ**
2020年7月　**極楽橋駅「はじまりの聖地」**　リニューアル
2020年9月～　**秋の来訪促進企画「高野の休日」**
・高野山１万人ご招待キャンペーン（高野町共同）
・KAGOMEコラボ　ベジ＆フルメニューフェアなど
2021年8月　**「ふれたい、高野山」**開催
2021年10月～　**高野山デジタルパス実証実験**（KIIPASS KOYASAN）

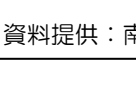

資料提供：南海電気鉄道株式会社

２ 都市づくりの実践

（１）都市づくり等への総合的支援

住民主導の総合的なまちづくりを推進するため、支援制度の活用を図ります。

○橋本市地域づくり活動交付金事業（令和４年度事業を掲載）

市では、市民活動団体等が主体的に地域課題等の解決に向けて行う活動に対して、20 万円を上限に『地域づくり活動交付金』を交付しています。

制度の事業区分と事業内容の例

事業区分	内　容
（1）　地域コミュニティ	地域課題解消、地域の人材育成、世代間交流、地域別計画の策定など
（2）　自然・生活環境	ごみの減量、里山保全、耕作放棄地の解消、空き家の活用、地域の清掃、環境美化活動など
（3）　防災・防犯	世代を問わず地域住民が参加できる防災・防犯行事の開催、防災・防犯マップの作成など
（4）　観光資源の活用	名所・旧跡による誘客、地域特産品の開発・販売、多言語パンフレットの作成など
（5）　歴史や文化の保全・伝承	名所・旧跡の保存、伝統行事の継承や地域文化についての学習活動など
（6）　子育て環境	見守り活動、学習支援、子ども食堂など
（7）　高齢者の生きがいづくり	助け合い、健康増進

※対象となる事業内容は、掲載した事業内容に限りません。

活用例（一例）

取組みの内容	取組みの例	対象事業
①健康づくり 複数地域で健康維持や病気の早期発見に繋がるような子どもから高齢者まで楽しめる取り組みを実施し、健康で元気な地域づくりに取り組む。	健康料理教室、郷土料理教室、地域食堂 頭の体操や運動不足解消、世代間交流に繋がるようなゲーム大会　など	(1) (5) (6) (7)
②観光ガイドの育成と活用 地域の名所・旧跡の説明に加え、風土や昔話などを折り込んだ本市の紹介ができる観光ガイドの育成に取り組み、さらに多言語でのパンフレットの作成などを通じ、伝統行事や地域の文化の継承・周知に取り組む。	歴史講座、ガイド付きまち歩き、郷土カルタの作成、小学校への配布、多言語パンフレットの作成　など	(4) (5)

〇住民主導の取り組み（事例）

～高取町町家の雛めぐり～

　城下町、武家屋敷、町家が一本道で結ばれている全国でも例のない景観と地域のシニア住民がこれまで培ってきた経験・知恵・技術・人的ネットワーク等を活かし、持続的な観光集客事業に取り組まれている。

提供：奈良学園大学 野口隆特別客員教授

（２）効率的かつ効果的な事業の推進

　限られた財源の中で、効率的かつ効果的にまちづくりを進めるため、市民のまちづくりに対する機運を醸成するとともに、事業の必要性、緊急性等を検証し、「選択と集中」により、まちづくりの効果の高いものから順に事業を進めます。

（３）関係機関等との連携強化と新たな制度の適切な運用

　庁内組織の横断体制の充実や政策立案能力の向上を図るとともに、国や和歌山県等の関係機関との連携や助成制度等を活用します。

　また、市や地域の実情にあわせて、国等における新たな制度の導入を検討していきます。

３　進行管理と適切な見直し

都市計画マスタープランのビジョンを踏まえ、テーマごとの都市づくりの方針の実現をめざしていくため、橋本市第２次長期総合計画と連動した施策評価を行うとともに、「橋本市地域公共交通計画」や「公共施設等総合管理計画」などの進捗状況や見直し状況を確認し、都市計画マスタープランの進行管理を行います。

また、今後、橋本市長期総合計画の基本計画や都市計画区域マスタープランの改定状況を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。
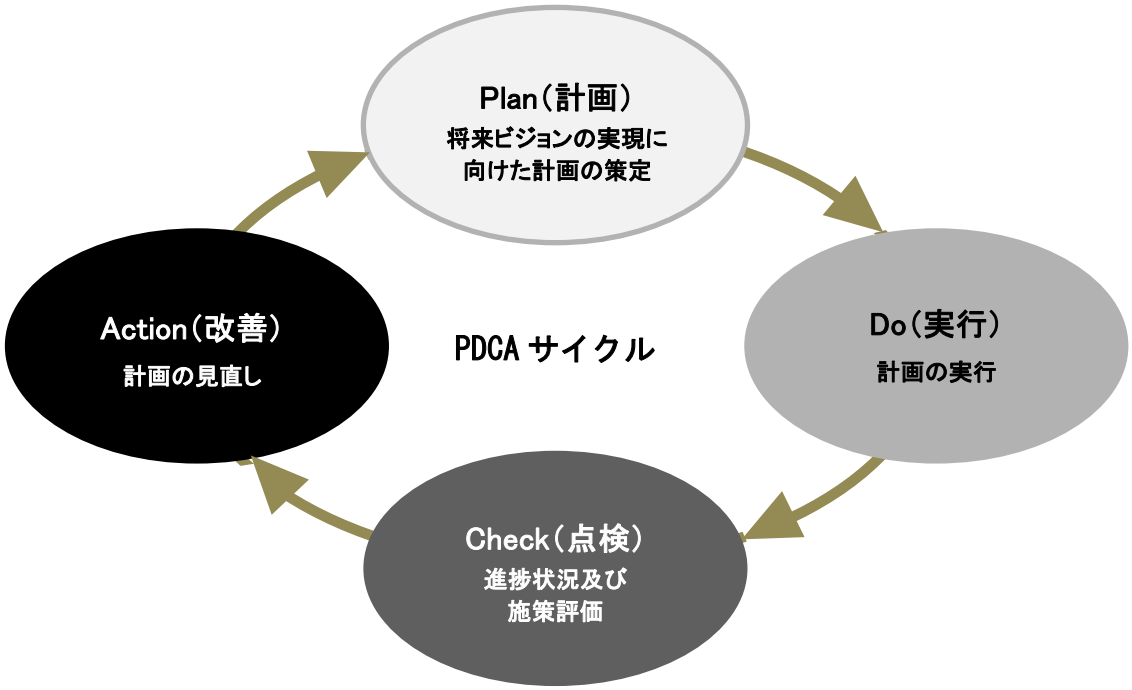
計画期間が満了する、概ね 10 年後には、市民や学識経験者、関係機関の意見等を踏まえて評価を行い、都市計画マスタープランを見直すこととします。